

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成21年6月10日

### 1. 出席議員

|     |           |    |     |           |    |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 毛 受 明 宏   | 議員 | 2番  | 近 藤 郁 子   | 議員 |
| 3番  | 三 浦 桂 司   | 議員 | 4番  | 一 色 美 智 子 | 議員 |
| 5番  | 中 村 定 志   | 議員 | 6番  | 杉 浦 光 男   | 議員 |
| 7番  | 平 野 龍 司   | 議員 | 8番  | 山 田 英 明   | 議員 |
| 9番  | 石 橋 敏 明   | 議員 | 10番 | 平 野 敬 祐   | 議員 |
| 11番 | 村 山 金 敏   | 議員 | 12番 | 安 井 明     | 議員 |
| 13番 | 松 山 廣 見   | 議員 | 14番 | 榊 原 杏 子   | 議員 |
| 15番 | 山 盛 左 千 江 | 議員 | 16番 | 伊 藤 清     | 議員 |
| 17番 | 月 岡 修 一   | 議員 | 18番 | 堀 田 勝 司   | 議員 |
| 19番 | 矢 野 清 實   | 議員 | 21番 | 坂 下 勝 保   | 議員 |
| 22番 | 前 山 美 恵 子 | 議員 |     |           |    |

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 神 谷 清 貴 君 | 議事課長    | 成 田 宏 君   |
| 議事課長補佐  | 深 谷 義 己 君 | 議事課長補佐  | 石 川 晃 二 君 |
| 兼庶務担当係長 |           | 兼議事担当係長 |           |

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

|        |             |         |           |
|--------|-------------|---------|-----------|
| 市 長    | 相 羽 英 勝 君   | 副 市 長   | 石 川 源 一 君 |
| 教 育 長  | 後 藤 学 君     | 企画部長    | 宮 田 恒 治 君 |
| 総務部長   | 山 本 末 富 君   | 市民部長    | 平 野 隆 君   |
| 健康福祉部長 | 濱 嶋 義 和 君   | 経済建設部長  | 三 治 金 行 君 |
| 会計管理者  | 佐 藤 政 光 君   | 消防長     | 山 崎 力 君   |
| 教育部長   | 竹 原 寿 美 雄 君 | 企画部次長   | 横 山 孝 三 君 |
|        |             | 兼企画政策課長 |           |
| 総務部次長  | 加 藤 隆 之 君   | 市民部次長   | 加 藤 慎 君   |

兼財政課長

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君  
兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴 田 二三夫 君  
兼都市計画課長

監査委員事務局長 高 橋 芳 行 君

兼環境課長

健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君  
兼保険年金課長

総務課長 塚 本 邦 広 君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

三浦 桂司 議員

一色美智子 議員

松山 廣見 議員

榊原 杏子 議員

山盛左千江 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

### (1) 一般質問

三浦 桂司 議員

一色美智子 議員

松山 廣見 議員

榊原 杏子 議員

山盛左千江 議員

### (2) 決議案第1号 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議

午前10時開議

## No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に3番 三浦桂司議員、登壇にてお願いいたします。

### No.3 ○3番(三浦桂司議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名を受けましたので、通告に従い一般質問をいたします。

まずもって、新たに部長になられました市民部長、経済建設部長におかれましては、豊富な知識、経験、行動力において物事に対処いただけると思っております。厳しい経済環境の中においても、市民生活を守るために政策を打ち出していただけるものと期待しております。

5月21日より裁判員制度がスタートしまして、さまざまな問題点が指摘されております。事件を起こした被告を犯人であると決定する行為は、冤罪を含め、人として能力を超える部分も出てくる場合があります。自分や家庭の仕事、将来に不安を感じながら生きている人が8割にも及びます。

当市においても、自治体の独自性というものが見えづらくなっている部分があります。国や県の時限立法、補助金制度に振り回されて、気がついてみればはしごを外され、赤字になっている部分があります。

公共事業でいえば、買ったときに遭っていて、安くなるということはいいことですが、同時に働く人たちの賃金も下がっております。労働の値崩れを防ぐ役割を公が担うシステムも考えねばなりません。財政が厳しい状況にあるということは理解しておりますが、人が人として、このまちに住んでよかった、安心・安全なまちという視点において質問させていただきます。

まず最初に、木造住宅耐震補強の促進について伺います。

今、豊明市では、校舎、屋内運動場の耐震に力を注いでいて、24年度末には市内すべての校舎、屋内運動場の耐震を終えるよう努力されていることには敬意を表します。しかし、市内の木造住宅の耐震化が依然として進んでいないのが心配な点です。

昨年9月には、私の住む阿野区に対して、昭和56年以前に建てられた木造住宅が多数混在するために、木造住宅耐震診断ローラー作戦を展開していただきました。

対象住宅が340棟、区長、町内会長、区会議員の方々が、市役所土木課、都市計画課の職員とともに訪問した家庭が228棟あり、住民の方が木造家屋の無料耐震診断を受けたのは76棟という結果でした。現実には、倒壊するおそれがある家屋に住み続けている家庭も少なくありません。

当市の一般会計においても、19年度より20年度、20年度より21年度、木造住宅耐震工事件数の減少に伴い、一般会計予算が減少されております。1棟丸ごとの耐震工事には多大な費用を要するために、耐震工事を躊躇する家庭の対策として、愛知県のほうも安価な耐震改修工法の講演会などを開いております。

また、一部の部屋でもいいので耐震をすれば補助金を出すという自治体も増えております。木造住宅の一部の部屋だけでも耐震補強するという工法に対して補助金が出るよう

になれば、費用的にも安価で済み、耐震補強をしてみようと、そういう家庭が増えるのではないかと考えております。

豊明市として20年度末までの耐震診断、改修の進捗状況はどうなっているのか。また、阿野区木造住宅耐震診断ローラー作戦において、実際に耐震工事まで結びついた件数を教えていただきたいと思っております。

2番目に、ほかの地域に対しても今後、このような木造住宅耐震診断ローラー作戦を展開する予定があるのかどうか。

3つ目として、一部の部屋だけでも耐震補助を行う制度を、この方向性について、市民の安全・安心を守るという視点において三たび質問いたします。

続いて、安全・安心のまちづくりについてお聞きいたします。

ここ数カ月において、アップガレージ国道1号線店の盗難、大久伝サークルKの強盗、サンパークアミューズメントの強盗傷害、豊明駅からタクシー乗車した2人組による強盗傷害、豊明駅前コンビニ強盗傷害など、事件・事故の多さには驚かされます。「自分の地域は自分たちで守ろう」と、そういうスローガンにより、各地域ボランティアによるパトロール隊、また子どもたちへの登下校の見守り活動が活発化しております。

大根区に続いて新たに桶狭間区が、この7月12日に青色回転灯パトロール車による地域パトロールを始めることとなり、抑止効果として大変期待されております。各団体の多くが、ボランティアとして活動を続けております。

安全・安心は自分たちで作り出すものであって、全体の意識を高めることによって犯罪防止につながります。小さな助け合いの領域の輪、こういうことを広げるために、行政として支えることができる部分についてお尋ねいたします。

1つは、防犯ボランティア、防犯活動団体の啓発、啓蒙についての考え方。

また、防犯活動団体への支援方法がありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

最後に、インターネットパトロール隊創設についてお伺いいたします。

4月1日より、「青少年が安全・安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。我々は、社会生活における作法、規律、規範というものを親、先生、近所の方から教わりました。今の子どもたちは、親との会話もメールで行うという家庭も珍しくありません。

私を含む多くの保護者は、オーソドックスな部分は理解できても、インターネット、携帯電話の多彩な機能について十分理解できる人は少なく、インターネットという媒体、技術的なつき合い方をうまく子どもたちに教えることができません。

当市においても、4月に豊明中学校、5月に沓掛中学校がNTTドコモの協力により「ケータイ安全教室」を開催しております。「ケータイ安全教室」は、NTTドコモが2004年度から携帯電話の利用について小中高校へ出向いてくれて教室を開催しているシステムです。

小中学生においても、共働き夫婦の増加、塾の帰宅時への連絡方法などにおいて、親がみずから子どもに携帯電話を持たせるのが多いのが現状です。

本来なら、大人たちが勉強を重ねて各家庭で話し合う必要があると思いますが、昔は携帯、インターネットというものが波及しておらず、ここ数十年において広まったものですから、なかなか教える機会がありません。今や、子どもたちのほうが、親の世代より携帯やパソコンに精通しているのが実情です。

文部科学省もやっと利用調査を開始しましたが、その実態はつかみきれれておりません。トラブル、事件の温床となる自己紹介サイトのプロフというものについても、自分の子どもがプロフを利用していることすら知らない、プロフの存在すら知らない親が多数存在しております。政府も、少子化社会白書による目標と現実の乖離を並べて改善を求めています。

心配な点は、免疫力のない好奇心の強い子どもたちの利用方法に関して、さまざまな事件に巻き込まれることが続いております。

以下の点について質問させていただきます。

小中学校保護者への「ケータイ安全教室」の開催の推進について。

2番目に、愛知県がこの6月1日から始めた情報モラルサイト「iーモラル」の活用について。

3番目に、今申しましたプロフをめぐるトラブル対策について。

最後に、「インターネットパトロール隊」の推進について、取り組みをお願いいたします。

冒頭に申したように、前向きな回答をいただけるものと信じて、壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.5 ○経済建設部長(三治金行君)

木造住宅の耐震補強工事の推進についてということで、4点ほどご質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

1点目の木造住宅耐震化ということで、現在はどうかというようなご質問と思いますが、平成20年度末におきましては、耐震の改修の件数でございますが136件、それから耐震の診断件数でございますが1,179件でございます。

それから、2点目の木造住宅耐震ローラー作戦において改修工事に結びついた件数ということでございますが、平成20年度に耐震改修費の補助金の申請書については届け出はございませんでした。

しかしながら、76件という耐震無料診断を実施していただきましたので、21年度には耐震改修費の補助金の申請書の届け出を期待しているというところでございます。

それから、3点目の他の地域に対しても今後耐震診断ローラー作戦を展開する予定はということですが、今年度も引き続き展開してまいります。今年度は、前後地域を候補地として現在、予定をさせていただいております。

それから、4点目の一部の部屋だけでもと、耐震に対する補助制度の方向性はどうかと、こういうようなご提案というふうに思いますが、議員の申されるように、一定の評価はしております。

今、進めている耐震化の内容につきましては、木造住宅、これは判定値で申しますと0.7未満のものについては危険性があるということですが、それを1以上にさせていただくと一応安心ということの評価でございますので、いつ起こるかわからない有事のときには、家屋の中のどこにいるかわかりません。こういう補助体制の中で、家屋全体がつぶれないというような目的でございます。こういうことで、全体評価値を1以上に上げていただくと、こういう考えでおります。

現在行っております助成につきましても、愛知県の補助金をいただいて進めております現行の制度で考えてまいりたいと、このように考えております。

終わります。

#### No.6 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

#### No.7 ○市民部長(平野 隆君)

では、私のほうから安全・安心のまちづくりのためにということで2点お答えをいたします。

まず、ボランティア団体への啓発・啓蒙活動への市の考え方ということでございます。

昨日も平野議員にご回答したとおり、5月1日現在では防犯ボランティア団体、活動団体等は57団体ございます。それぞれの立場でできる範囲で活動をしていただいております。この場をかりて感謝を申し上げる次第でございます。

主に活動は、昨日も申し上げましたけれども、主に小中学校生徒の交通事故防止を兼ねての見守りを中心とする地域の防犯パトロール活動が多いようでございます。夜間についても団体として約3割の方が活動していただいております。

これら団体の中には、市が情報発信する犯罪不審者情報等々に適宜対応していただきまして、すぐにパトロール活動を展開していただける団体も中にはございます。

これら地域防犯活動が盛んになりますれば、それぞれの隣接地域によい刺激となり、その刺激が相乗効果を伴って防犯力の向上につながり、議員も壇上で言われましたように、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりにつながっていくものと思います。

地域防犯の芽を育てることに対しまして、大変貢献をしていただいているというふうに考えております。今後も活動をぜひ継続していただきますよう、お願いを申し上げたいと思っ

ております。

それから、2点目の支援についてです。

本市では、20年度より一部の支援として資材提供、帽子、反射材つきのたすき、発光警戒棒を交付させていただいております。県費補助とリンクしての支援ということであります。21年度においても、この支援については行っていきたいと考えております。

また、3団体には自動車を、いわゆる青パトと言われるものを装着しての活動をしていただいております。その団体に対しましては、青色回転灯の貸与ということも一つの支援かと思っております。

そして、今後ですけれども、これら支援の中に、例えばほかに拡大する項目があるのかないのか。あるいは今、活動してみえる団体にどのような活動上で問題点があるのか、何が必要とされているのかを一度調査をするという考えも今、持っております。いわゆる団体に対してそれらのことを中心としたアンケート調査を一度行いたい。その結果を踏まえまして、市としてどのような活動支援ができるかをしっかり研究させていただきたいと思っております。

以上です。

#### No.8 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

#### No.9 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、インターネットパトロール隊の創設について4点ご質問をいただきました。お答えをいたします。

まず1点目ですが、市内小中学校保護者への「ケータイ安全教室」の開催推進についてということですが、社会の情報が進展し、コンピューターや携帯電話が普及することにより、情報化の影の部分で深刻な社会問題となっております。児童生徒は、学年が上がるにつれて次第にそれらを日常的に用いる環境の中に入っており、学校や児童生徒の実態に応じた対応が学校教育に求められております。

豊明市においても、インターネットや携帯電話を扱う際の心構えを養う新たな教育プログラムが必要と考えております。教育委員会としても、小中学校における「ケータイ安全教室」等の情報モラル教室等の開催を推進しており、今年度にあつては、市内の全小中学校で実施をされる予定となっております。

それから、2点目になりますが、情報モラルサイト「i-モラル」の活用についてであります。

県の教育委員会は、県内の情報モラルに関する学校の取り組みを地域、学校種別に整理して、ユーザーが見やすくなるような写真とテキストで紹介する「i-モラル」と題した情報モラル専用サイトの運用を6月1日から始めました。教職員、保護者に周知を図り、各学校

の実践例を見ていただき、学校や家庭における情報モラル教育の向上に結びつけていきたいと考えております。

3点目になりますが、プロフをめぐるトラブル対策について。

プロフとは、主に携帯電話で利用されている自分のプロフィールのページを作成できるサービスのことであります。または、そのようなサービスを提供しているウェブサイトのことであると思います。

プロフとはプロフィールの略。プロフは、サービスを提供している専用のホームページで、あらかじめ用意された項目に記入していくように作成されております。好きな項目について記入し、多くの場合は、顔写真などの画像を添付するということがございます。

プロフは、固有のURLによってウェブ上に公開されております。ユーザーはホームページアドレスを教えるなどの方法により、名刺交換の感覚で友人に紹介することができるということになっております。

プロフには、名前や誕生日、性別、血液型といったような個人の特定が可能な情報のほか、星座に始まり、好きな映画、好きな本、マイブーム、果ては前世といったような項目まで、非常にさまざまな項目を登録することができます。

これらの個人情報を不特定多数の人にだれでも、いつでも見られ、知らないうちに流出してしまう危険性があることを、児童生徒だけではなく、その保護者も含めて伝えていくことが必要だと考えております。

最後、4点目になりますが、インターネットパトロール隊の推進の取り組みについてでございます。

インターネット上の掲示板への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった問題に対応するためには、学校裏サイトのような掲示板を監視する体制について、先進都市の事例を参考にしながら調査研究の必要があるというふうに考えております。

以上で終わります。

#### No.10 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.11 ○3番(三浦桂司議員)

順番にいきます。

木造住宅耐震補強についてですが、今、お答えいただきました数字においても、木造の耐震補強が進んでいないという現実がわかります。また今年度は、前後で木造耐震診断ローラー作戦を行うということを理解しました。

私が言いたいのは、以前から申しているように、木造住宅で東海・東南海地震が来た場合において、倒壊するおそれがある家屋に対して何らかの対応が必要ではないかということです。

一番好ましいのは、自己責任において十分な耐震補強工事をしていただくというのが、これは一番好ましいんですが、現実問題、高齢者世帯、単身者世帯、またいつ来るかわからないという地震に対しての備え、これは各家庭において温度差があるのが現実です。

また、金銭的に無理な家庭もあるということで、その部分に何か手当てが必要ではないかということも申しているわけで、うちの阿野やまたほかの地域においても、軽乗用車が通るのがいっぱい道路がありまして、そこに住宅が混在していると。パトロールなどを行っているときに、こういうところで地震が来たら、火災が起きたらどうなるんだろうという不安は絶えず覚えております。

一部の部屋の耐震補強だけでは余り意味がないではないかと、大地震が来たときに倒壊したら、耐震補強してない家屋の自己責任ではないかと言われてしまえば、もうそれ以上の言葉は見つかりませんけれども、次善の策というか、ベストの道がなければセカンドベストの道を見つけると、そういう道を探って市民の人たちの生命を守っていくと、それが行政や政治の役目だと思っています。

壇上で質問しましたが、一部の部屋だけと、以前から何遍も繰り返し申しておりますけれども、昨日には、名古屋市中区役所において愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が、安価な耐震改修システム研究会というものを開催しました。

これは、従来の耐震工事の費用と比較して、改修費用が大幅に削減される工法の発表会です。このような安価な耐震改修工事の普及でも構いません。今でも60万までは補助がおりております。若干のプラスアルファという考えであれば、耐震工事まで踏み切れる家庭も増えてくるのではないかと考えております。

当市としても、このような安価な耐震工法が現実に進んでおりますので、積極的に取り組んでいくつもりはあるのか。またこのような講習会が開催されていることをご存じなのか、利用していくのかお伺いしたいと思います。

#### No.12 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.13 ○経済建設部長(三冶金行君)

2点についてちょっとご質問をいただきましたけれども、まず講習会の開催ということでございますけれども、講習会については承知をしております。私どもの職員も昨日、参加をさせていただきます。

それから、安価な工法の積極的な取り組み方ということでございますけれども、住宅の

改修につきましては、より安くというのは耐震化促進には不可欠というふうに思っております。

このような協議会の中で行われたことの中について、愛知県等に定量的に確認をされたものにつきましては、PRに努めてまいりたいというように考えております。

終わります。

#### No.14 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.15 ○3番(三浦桂司議員)

大変重要な課題だと思いますので、豊明市も危機管理意識があると判断いたします。迅速かつ的確な行動をお願いしたいと思います。

次に、安全・安心のまちづくりのためについてお伺いしたいんですが、ちょっと表現が難しく、ピントが外れましたらお許し願いたいと思いますが、NPOやボランティアというものも、経営力というものが必要な時代になってきているのかなと思います。

本来、警察や行政が担うこの部分を、NPOやボランティアが担う場合、それに伴うコストというものが生じます。自主的に活動している団体を陰ながら支えるというシステムがあってもいいんじゃないかと。

私も、もっと成長しなければいけないですけども、理想論だけを掲げて良質な議論を闘わせるという、そういう風土が必要だと思います。

豊明市もNPOやボランティア団体は数多くあります。どんなNPO団体なのか、実態は何をしているのか、評価して支える価値がある団体なのかということをよく判断していただきたいと思います。

行政の中において活動する団体もあれば、外側において委託を担っていくグループもある。自立する部分と公的資金に頼って運営していくという部分と、非常に難しい選択があります。

私個人としては、安心・安全という側面から見て、防犯に対して市行政、また市行政の後押しというものが若干足りないのではないかと常々感じています。

先ほど部長が申されました青色回転灯の発祥の地である三重県四日市市の川島地区に行ってまいりまして話を伺いました。地域ぐるみの防犯パトロールとして、昼は高齢者世代、夜は若い世代でカバーし合って活動しております。意気を感じて活動している部分が多いです。そこは警察だけには頼らない、自分たちの地域は自分たちで守ろうと、そういう意識の上に立って、そこに若干の行政のサポートがあります。

当市も、こういう財政が厳しい状態では、一つのNPOとかボランティア団体に対して補助

金という形でお金を出すというのはできないと思います。

例えば、活動している団体が経営困難に陥った場合、何か存続するような手だてというものを、そんなものがもしありましたら、お答えできるようでありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

#### No.16 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

#### No.17 ○市民部長(平野 隆君)

NPO、具体的な団体の後押し、支援ということの市の考え方は、先ほど大体のことを申し上げましたけれども、さらに今、案ということは持ち合わせておりませんが、例えば防犯の県下の市町村の集まりの担当者会議等々で、いろんな意見交換があります。

同じような悩みを恐らくよその市町のこういったNPO団体、ボランティア団体も抱え込んでいるのではないかと考えられますので、そういった席に、県としても新たなそういったNPO、ボランティア、防犯に限らず、そういった支援事業の講習ができませんかということの提言を、その会議の際に積極的に発言をして、何か引き出したいというふうなことを今考えておりますので、その程度かなと思いますが、よろしく願います。

#### No.18 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.19 ○3番(三浦桂司議員)

少子高齢化が進んで犯罪が高度化していく中、さっき言った四日市の川島地区のように警察、行政、市民が互いに弱い部分を補完して強い部分を強化していくと。豊明で起きる犯罪を未然に防ぎたいと、その思いが各地域の見守り隊、防犯パトロール隊などで活動されている方の基本だと思います。

予算がなくても何とか安心・安全の豊明にしたいと、このまちを、自分の地域を守りたいという意識の腰折れは防がねばなりません。

当市においても、防犯団体に対する考え方というものをもう少しフレキシブルに考えていただくよう要望しておいて、きょうのところはここで終わります。

最後になりますが、インターネットパトロール隊ですが、かなり多岐にわたりますので、今

回は児童生徒に特化して伺いたいと思います。

豊明中の裏サイト、沓掛中の裏サイト、栄中の裏サイトというものが、市内の小中学校の裏サイトというものがどういう形で存在するのか、携帯依存症の児童生徒が数多くいると伺っております。どのような対策を講じているのか、わかる範囲で構いませんので教えていただければと思います。

#### No.20 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.21 ○教育部長(竹原寿美雄君)

学校の裏サイトの部分と携帯依存症ということでご質問をいただきました。

裏サイトの問題につきましては、昨年、一昨年と誹謗中傷の書き込みの例があったという報告を聞いております。しかしながら今年度におきましては、各中学校とも書き込みがあったという事実は見つけておりません。

それから、携帯依存症で困っているという情報や相談についても、これまでのところ受けてないというふうに聞いております。

以上です。

#### No.22 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.23 ○3番(三浦桂司議員)

どの程度を携帯依存症でとらえるかで数字は大きく違ってくると思いますが、その点はもう少し厳しく精査していただきたいと思います。

それと、悪意を持った書き込みというのが時々見受けられます。パソコンをいじっていると、この裏サイトに出会うときがあります。そういうような悪意を持った書き込みはいけないという教育、またそのような指導をお願いしたいと思います。

ネットはウェブサイトアクセスした時点で、接続した携帯、パソコンを認識できてしまうんだ。IPアドレスとかドメイン名がサーバーに記憶されて、偽造というものは不可能になっているということを、しっかり教育していただきたいと思います。プロバイダーが割り出されて情報者が特定されるんだ、悪意を持った書き込みはだめなんだと。

今の携帯の闇サイトなどでは、大金を稼げるとか、自殺への誘惑と、こういう有害サイト

がはんらんしているんです。子どもたちが実際、見る事ができるんです。2ちゃんねるを始め、書き込みができるという掲示板サイトには、匿名掲示板と呼ばれるさまざまな悪意を持った書き込みが続けられております。

例を挙げますと、万引きの常習犯、カンニングのプロと書き込まれて就職の内定を取り消された高校生、援助交際を募るプロフを勝手につくられて周囲から白い目で見られて退学してしまった女子高生、数多くあるんです。

携帯費用というのを払うのは保護者です。保護者に対しても保護者への携帯安全教室というものもあると思いますが、そこら辺はどうお考えですか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

#### No.24 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.25 ○教育部長(竹原寿美雄君)

悪意を持った書き込みに対する教育と、それから保護者に対しての啓発というご質問をいただきました。

まず、悪意を持った書き込みについての教育につきましては、具体的には、例えば相手の顔が見えないメールと、相手と顔を合わせたの会話との違いを考えさせるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした指導などが考えられると思っております。

その際、その問題の根底にある他の人への共感や思いやり、法や決まりの持つ意味などについて、児童生徒が考えを深めることができるように働きかけることが重要と考えております。

それから、保護者への啓発ということですが、議員が当初の質問の中に文科省の調査の件に触れられましたが、文科省が小中高高校生と保護者を対象に行った調査の結果が出ております。

プロフを公開したことのある高校2年生が4割、特に高2の女子は過半数にのぼる一方で、そうした事実を知っている保護者は2割に満たないと、親子間で認識に大きなずれがあるということがわかったという調査結果が出ております。

こうした調査結果を踏まえまして、保護者に対しての啓発というのが非常に重要であるというふうに認識しております。

そうした中で、文書や公共のリーフレット等により情報モラル教育に関する情操教育をより一層進めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

#### No.26 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.27 ○3番(三浦桂司議員)

今、部長が言われましたように、自己紹介サイトのプロフなんですけれども、ほとんどが、ふだんの生活内容を紹介するたわいもないものなんです。

しかし警視庁の調べでは、昨年度のプロフなどの一般サイトで犯罪に巻き込まれた件数は、青少年で792名、出会い系サイトの724名を既にもう上回っています。被害の97%が少女で、みだらな行為をされたというケースが多いと報道されております。

以前より申ししているように、事件が起きてから対応するよりも、事件が起きそうな芽を摘むということが大事だと思っています。

有害サイト法が施行されてから、18歳未満の子どもの携帯にフィルタリングサービスというものを携帯会社に義務づけておりますけれども、プロフというのはその対象外になっているんです。

さいたま市では、昨年10月に、同級生のプロフに「きもい」とか「死ね」とか、そういう書き込みが原因で自殺に及んだケースもあります。

携帯電話というのは、今や動くインターネットであり、日本中どこにいても瞬時に情報が入手できて、我々の生活とか暮らしの一部になっている一方、技術革新によるスピードというものは、なかなかついていくことが困難で、単なる話すツールから使う道具へと進化しています。

何遍も繰り返すようですが、情報というのは日本中、世界中、さまざまな方面から発信されていて、その情報の中に社会を脅かすような内容のものもあります。多くの人が携帯電話を持っていて暮らしに浸透している現代社会が持つ危険性と携帯の関係において、豊明市にも大きな問題が昨年度発生いたしました。これは繰り返しはいたしません。嫌なことがあった、ほんの気軽な書き込みが大事件に発生する可能性というのは、ほんの出来心で書いた書き込みが、人生を棒に振るようなことのないような指導をお願いしたいと思いません。

それぞれの家庭においても、我が家の携帯電話ルールというのがあると思いますけれども、大体家庭においては、使用料の支払いとか、有害サイトへのアクセスを禁止すれば事足りると思っている部分がかかなりありますので、その部分の教育もしっかりお願いしたいと思えます。

できることと、それ以上にやらなければならないこと、正面から向き合って社会全体と協力して義務を果たす社会構造というものに、そういう教育も同時にお願いいたします。

先ほど言いました「i-モラル」ですが、教師や保護者向けに開設されたホームページですが、全国で起きているネットトラブルの事例もたくさん掲載されておりますので、インター

ネットパトロール隊という考えについてはどうお考えですか、ちょっとお願いいたします。

**No.28 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.29 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

インターネットパトロール隊についてのご質問です。これについては、非常に大きな問題なのか、非常に難しいというふうにとらえております。どういう方法でやっていくのかということが問題になると思います。

業者のほうへ委託をするというような方法だとか、それから小中学校でいえば先生にやっていただく。先生がそこまで、このために時間が割けるということはなかなかございませんので、ボランティアの方に頼るだとか、そんなような方法が考えられるわけですが、非常に難しいことではありますが、他の市町とこれからどんどん情報交換をしながら、可能かどうかということも含めて、その問題点や方法についてPTAの方や有識者の方、そういった広い範囲の中で情報を得ながら調査研究の必要があるというふうに考えております。

以上です。

**No.30 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.31 ○3番(三浦桂司議員)**

今、部長が言われましたように、大変難しい問題だとは十分認識しております。だから今回は、児童生徒に特化してと冒頭に申しました。

話を広げますと、どこまでも広がってしまいますので、インターネットトラブルから子どもたちを守るという取り組み、他市町と連携してと言われました。他市町では連携しながら共通のデータベースをつくっているところもあります。

今、言われました市民インストラクターや保護者、教育関係者、協力し合ってモニタリングをしないといけないことになろうかと思えます。

「i-モラル」も活用しながら他市町と連携を図る、そして子どもたちの安全を守っていくということ。豊明市単位では莫大な費用がかかって限界も出ようかと思えますが、今、言われましたように他市町と連携するということはお考えなんですか。

**No.32 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.33 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

今、ご質問にありました他市町との連携による裏サイトに対するデータベースの作成というようなことについて、新聞紙上で読ませていただいております。

これを参考に、私どもの愛日地区でまずは情報交換をしながら、それぞれがお互いが連携できるのかどうなのかという、そこから始めていかないといけないというふうに思っております。

ですので、これからそういうことを課題にして対処の方法を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**No.34 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.35 ○3番(三浦桂司議員)**

調査研究をお願いしたいと要望いたします。

便利さと危うさを持っている携帯電話です。携帯電話の機能とか裏サイトの実態というのは、本当に教師や親も知らないことが多くて、どこまで規制すべきかと教育現場でも手探りの状態なのは理解しております。だからといって、野放しにしておくことはできません。

ネットパトロール隊についても、これは大きな意味において、いずれ必要不可欠なものになると思います。行政、家庭、教育委員会などが連携して取り組まなければならないことだと思います。

苦難があっても、みんなで力を合わせて安全・安心なまちにしたいと思います。過去は変えることはできませんけれども、未来は変えることができます。

理事者側も、縦割りが強くて横の連携が薄いという体質を改めていただいて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**No.36 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、3番 三浦桂司議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前10時52分休憩

午前11時3分再開

No.37 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.38 ○4番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます前に、一言お礼を申し上げさせていただきます。

先日の7日の古戦場まつりの折には、市長以下多数の皆様にご来場いただきまして、ありがとうございます。来年、2010年は桶狭間の合戦から450年を迎え、節目の年となります。盛大なおまつりができますよう、地元はもちろんのこと、行政の皆様の力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、1項目、子育て支援の充実について。

1番、赤ちゃんの駅の設置について伺います。

幼児連れの母親などが外出時に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる赤ちゃんの駅が東京都板橋区で始めて以来、好評で各地に広がっています。公共施設などの一部を活用し、スペースを提供するだけなので、予算も低予算で済み、地域ぐるみで子育て世代を支える有効な取り組みとして注目を集めています。

外出先で授乳やおむつがえをしたいと思っても、気兼ねなくできる場所がなくて困ったという話をお聞きいたしました。東京都板橋区では2006年度6月から、授乳、おむつがえを目的とした乳幼児連れの保護者向けに赤ちゃんの駅事業を開始いたしました。当初は区立の児童館や保育所など84カ所を実施していましたが、昨年11月現在で125カ所に増えています。およそ縦60センチ、横40センチの赤ちゃんの駅の旗が目印で、各施設の玄関先など、利用者にわかりやすい場所に掲げられています。

スペース内にはベビーベッドや授乳しやすいイスなどが設置されています。利用者からは安心して授乳できるようになったなどと大好評です。

当初かかった予算は、旗100枚の製作にかかった約16万円のみだったそうです。これまで旗を50枚ずつ追加、その2回分16万円を足しても合計32万円だったそうです。あるものを上手に工夫して利用する、既存のスペースを提供、活用しているので、低予算で済みます。

本市においても、市役所2階に授乳室がありますが、気軽に安心して使える環境の整備

として、市内の公共施設に赤ちゃんの駅を設置できないでしょうか。

また、この施設は整備していますよと、目印となる旗、ポスター等を掲げることで、子育て安心のメッセージが市民に送れると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

2番、自尊感情をはぐくむ教育を。

子どもたちが自分のよさや可能性に自信を持ち、新たなことや困難なことに挑戦しようとする意欲を高めるため、東京では今年度から小学校で自尊教育をモデル実施いたしました。

自分がかげがえのない存在として肯定的にとらえ、前向きに行動する気持ちを自尊感情といいます。昨年、国が4月に行った全国学力学習状況調査によると、東京の小中学生で、自分にはよいところがある、どちらかといえばあると肯定的に考える割合は、小学生72%、中学生60.7%にとどまり、小学生27.9%、中学生39.0%は、自分にはよいところがない、どちらかといえばないと否定的に考えています。

また、昨年11月から12月、小中高校生を対象に行った調査でも、自分のことが好き、どちらかといえば好きと考える子どもの割合は、小学1年の83.5%から中学2年の39.7%まで学年が上がるにつれて減り続け、高校3年で52.7%になります。

自分にはよいところがない、好きと思わないと考える背景には、謙虚さなどさまざまな要素があるため、それだけで自尊感情が低いとは断定できませんが、子どもたちの間で自尊感情の乏しさ、人間関係の形成力の低下などが目立ってきています。子どもたちが自分のよさに気づき、豊かな人間関係を築いていくことが大切だと思います。

子どもたちが自分のよさに気づき、前向きに行動し、挑戦ができるよう自尊教育の必要性を考えますが、本市の考えをお聞きいたします。

次に、2項目、市民サービスの向上について。

1番、福祉総合窓口の設置について伺います。

福祉の分野では複数の課に係る相談内容が多く、その内容も複雑多岐になっております。このことから、福祉の窓口を1カ所にまとめるとともに、あらゆる問題を受けとめ、そこでできるだけ解決を図れる福祉総合相談窓口の設置が望まれております。福祉の相談に来られる方の中には切実な悩みを抱えてこられる方も多いためです。

そうした市民の方々に少しでも安心感を持ってもらえるように、総合窓口の設置につきましては、市民の利便性を考え、各種申請手続のワンストップに、福祉何でも相談窓口、福祉総合窓口の設置についてお聞きいたします。

先日、一人の女性が離婚をして、届けを出しに役所に来ました。この方は、子どもさんがおり、同時に母子家庭になったのですが、そのとき役所の中の関係する課を回り、説明をして、いろいろな届けを出されたそうです。ただでさえ心身ともに疲れているのに、心をえぐられるようで、とても嫌だった、涙がとまらなかつたと言っていました。行政手続が1カ所できるように市民が手続に移動をしなくてもいいように、行政手続の一本化、ワンストップができないでしょうか、お聞きいたします。

2番、ユニバーサル・デザイン(思いやり)の窓口行政を。

役所の各課の受付カウンターにつえ置き場の設置をしてはとありますが、本市のお考えをお聞きいたします。

3項目、スクール・ニューディール構想について。

今回の新経済対策に含まれているスクール・ニューディール構想は、事業規模1兆円というプロジェクトで、さまざまな方面から高い関心が寄せられています。この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点が含まれているからです。

このスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には公立校を中心に、太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化も前倒しして、3年間で集中的に実施しようとするものです。

今回の国の新経済対策では、低炭素革命を中長期的な成長戦略の柱として位置づけています。その代表的な取り組みが最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上でも、太陽光発電にかかる期待は大きく、学校施設への太陽光発電パネル設置はその大きな推進力となるはずです。

また、温暖化の防止や子どもの遊び場として注目される校庭の芝生化を進めることの教育的効果もはかり知れません。

そこで、質問をいたします。

1番、学校耐震化に関しましては、特に緊急性の高い1万校余りについて、11年度までの5年計画だったものを、2009年度補正予算で2年間前倒しするという取り組みです。学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要です。小中学校の耐震化の進捗状況と、前倒しでの取り組みについてお聞かせください。

2番、学校施設への太陽光発電パネル設置は現在1,200校に設置されていますが、当面10倍の1万2,000校への設置を目指すこととなりますが、小中学校での太陽光発電パネル設置への取り組みについてお聞かせください。

3番、学校におけるICT環境の整備も急務の課題といえます。ICT技術は今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が、子どもたちが本来身につけるべき知識、能力の格差となるようなことは、教育現場にあってはならないと思います。

パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置など、ICT化などを進め、教育環境を充実させ、経済の活性化を図り、積極的に学校のICT化も進めていただきたいです。学校施設の校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と今後の取り組みについてお聞きいたします。

4番、小中学校のICT環境に対応できる教師の技術習得についてお聞きいたします。

5番、小中学校のエアコンの設置についてお聞きいたします。

6番、小中学校の校庭の芝生化について、昨年12月議会において一般質問をさせていただきましたが、その後、私も勉強をさせていただきました。芝生はいいけど、高いというのが今までの常識でした。

しかし、鳥取方式というのがあり、この鳥取方式は価格の安さです。植えつけまでの経費が1,000平方メートルで5万円以下、オプション抜きなら1校50万円もあればおつりが来ます。これは田植えのように50センチ間隔で植えますが、生育の早いティフトンという芝生を使うので、2カ月半ぐらいで一面芝生化します。専門業者は不要です。子どもたちや地域の方が一緒に校庭づくりに取り組めます。強い芝ですので、植えた後もすぐに校庭が使えるので困りません。車を乗り入れても大丈夫です。除草剤や農薬を一切使用しないので、環境と利用者にやさしいことから、校庭の芝生化にはもってこいです。

維持費は大体年間で、小学校なら20万円から30万円プラス水道代ぐらいです。環境面でも土ぼこりや水たまりの防止、CO2やヒートアイランド対策、それに景観もよくなります。子どもたちにとってもメリットがたくさんあります。子どもたちが転んだときに、すり傷が全くなかった、子どもたちの外遊びが1.5倍に増えた、5、6年生の男女とも50メートル走の記録が1秒以上早くなった、おおらかになった等々です。

さらにさらに、とっておきのメリットがあります。苗植えに芝刈りにと、地域の皆様が子どものためならと参画してくださる契機になることです。学校、子ども、地域の交流、助け合いのコミュニティーが生まれ、社会活動協働の場を提供するからです。今後の重要な課題である学校と地域の連携、協働を達成するために、芝生化という事業は有効であると考えます。小中学校での校庭の芝生化への取り組みについてお聞かせください。

次に、4項目、女性の健康支援、がん対策について。

今回、現下の厳しい不況を克服するために政府与党が発表した新経済対策に、女性のがん検診対策が盛り込まれています。この対策の目標は安心と活力です。女性の方が安心して社会の中で活動していただくことは、ひいては活力にもつながるものだと考えますし、また少子化対策にもつながるものだと思っています。

がんは日本人の死亡原因の第1位を占めています。年間約34万人、およそ3人に1人ががんで亡くなっています。米英では8割から9割の女性が子宮頸がんの検診を受けているのに対し、日本ではわずか24%ととても低いのです。また、予防ワクチンが開発され、既に100カ国以上で予防接種が受けられますが、日本ではまだ承認されていません。

子宮頸がんは予防ワクチンと定期検診を受けていれば、ほぼ100%予防できるがんなのです。2年前のがん対策基本計画ではがん死亡率を20%減らす、またがんを早期に発見するために2011年度までに受診率の目標を5年以内に50%以上と目標を立てました。

近年、子宮頸がんや乳がんに罹患する若い女性が急増していることが指摘されています。子宮頸がんの主な原因はウイルスです。しかも、ほとんどの女性が一生に一度は感染すると言われています。感染は一時的で、免疫力でウイルスは消えてしましますが、ま

れに感染が長く続き、がんに進行する場合があります。しかし、定期的に検診を受けていれば、がんになる前に発見でき、簡単な治療でほぼ 100% 治すことができます。

乳がんはDNAが傷ついて、がんが1個できて、それが1センチになるのに 15 年かかります。1センチのがんが 10 センチになるには5年です。1センチの乳がんは発見できません。早期がんは乳がんだと2センチです。1センチが2センチになるには1年半です。この間で発見することが大事です。2センチまでの早期がんでしたら、治癒率は9割以上です。だから、実際の検診も乳がんは2年に1回は必要です。こう聞くと、そうなんだ、検診は大事だと納得できますよね。

そこで、質問をいたします。

1番、今年度、女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗しょう症などの予防に役立つ事業を展開し、健康パスポート発行や、女性の健康実態調査、がん予防と連携した取り組みが各地で実施されていますが、本市の取り組みについて伺います。

2番、今年度、市町村のがん検診事業を支援する地方交付税が大幅に増額されました。がん検診の効果や必要性などの情報提供にどのように取り組んでおられるのか、伺います。

3番、子宮頸がんや乳がんなどは早期発見すれば完治する可能性が高いことから、今回女性特有のがん対策の充実ということで、子宮頸がん検診は20歳から5歳刻みで40歳まで、乳がん検診は40歳から同様に60歳までの各年齢に達した人を対象に無料クーポン券を交付することになりました。受診率を高めるために、希望するどこのクリニックでもクーポン券を利用できるよう、市区町村の壁を取り払うことが重要だと思います。

すべての女性ががん検診を受けられるよう、将来を見通した制度設計にすることも重要です。無料クーポン券の配布と健康手帳の取り組みの考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.39 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

#### No.40 ○総務部長(山本末富君)

それでは、総務部所管の部分につきまして、お答えを申し上げます。

2点ございますけれども、まず1点目、赤ちゃん駅の設置についてでございます。

市役所庁舎では、育児中の市民の方が訪れやすいように、本館2階にございます女子職員休憩室を平成19年度に改装し、授乳室を設けました。授乳室である旨を表示し、授乳室の中にはベビーベッド、ソファー及び物置き用机を用意してございます。外扉以外にカーテンで目隠しができるようになっております。子育て中の来庁者の方が気楽に利用できるようにいたしております。

また、同じく本館1階正面玄関の総合案内の後ろにはベビーベッドを設置させていただいております。

今後も市民の方が訪れやすい市役所を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

公共施設全般につきましては、今後各部署と協議をしてまいります。

2点目のご質問のユニバーサル・デザインの窓口行政をの中の受付カウンターにつえ置き場の設置でございますが、高齢者や身体に障害がある方など、つえを利用してみえる方で、カウンターなどに立てかけたつえが滑って倒れてしまい、拾うのに苦労されている状況を議員のご指摘のように見かけることがたまにございます。

つえホルダーには市販品もございますが、テーブルなどに取りつけるタイプのものには、突起部分でけがをされるなどの一長一短がございます。

市役所へ訪れやすい環境づくりのため、ローカウンターのある部署を優先して、突起部分でけがをしない方法を考慮しつつ、既製品を購入するのではなく、職員のアイデアを生かして、手づくりのつえホルダーを作製し、設置してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

#### No.41 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

#### No.42 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、ご質問を2点いただきました。

まず1点目、子育て支援の充実についての中から自尊感情をはぐくむ教育について、市の考え方はということでありましたので、お答えをいたします。

現在、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ないことや、学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感じたりしている子どもが増加していると指摘されております。その中で、現実から逃避し、今の自分さえよければという自己の考え方に閉じこもりがちな子どもの問題も指摘されております。

このような状況の中で、自分への信頼感や自尊感情などの道徳性を養うことは重要な課題の一つであると考えます。そこで、市教育委員会では平成20年度より教育基本方針の重点課題の一つに、児童生徒が自分を見つめ、自分を大切にすることを旨とする自分づくりの教育の充実を掲げ、その推進を図っております。

各学校では道徳の授業を中心に、自分の特徴に気づき、よいところを伸ばす、より高い目標を立て、希望と勇気を持って、くじけないで努力するというような信条を高めようとする指導をしてまいります。

さらには、新学習指導要領には、国語を始めとする言語の能力の重視や体験活動の充

実により、他者、社会、自然環境との豊かなかわりの中で生きるという実感や達成感を深めてこそ、健全な自信がはぐくまれ、そのためにも学校の集団生活の場としての機能を十分に生かし、道徳教育の一層の充実を図らなければならないと示されております。

具体的な実践としましては、各小学校、中学校ともに行われております縦割り班と呼ばれるような異学年グループで行う清掃や遊び、親子や全校で触れ合う活動、保育園児や高齢者、障害者との交流活動など、児童が身近な集団の役に立つために働くという社会参画への意識を育てたり、児童が親切な行為について、幼い人や高齢者、困っている人など、身近にいる多様な人々に意識を広げたりする活動もその一例として挙げられます。

また、中学校で実践をされております職場体験活動は、望ましい勤労観、職業観、自立する力をはぐくむための核となる活動であるというふうに考えております。

かわりまして2点目ですが、スクール・ニューディール構想についてお答えします。6点にわたっておりますので、順次お答えをいたします。

まず、学校施設の耐震化やエコ化、ICT化などを一体的に整備するこのスクール・ニューディール構想が経済危機対策の一つとして今回国の補正予算に盛り込まれております。

まず、1点目の学校の耐震化につきましては、本年度、豊明、沓掛小学校、栄中学校の校舎と、それから中央、沓掛、館、栄、双峰の5つの小学校の体育館の耐震化工事を行います。これで耐震化率が、平成21年度を終わりますと50%強ということで、目標として現在事業を進めております。

また、今回の国の補正予算による耐震化の前倒しにつきましては、可能であるか、現在、県教委など関係機関と協議を行っている状況であります。

2点目になります。太陽光発電パネルの設置につきましては、地球温暖化防止にも効果がありますが、耐震化が現在完了していません校舎等の屋上設置については、二重負荷、建物がこのパネルの重さに耐えられるかどうかというような問題がございます。現時点では早期の施設耐震化を最優先というふうに考えております。

それから、3点目になります。学校のICT化についてであります。電子黒板、デジタルテレビの設置につきましては、設置に向けて、現在庁内において調整中でありまして、それから、校内LANについては、小中学校とも既に整備済みでございます。

かわりまして、4点目のこのICT環境に対応できる教師の技術習得ということでございますが、現在、各校でのパソコン推進委員会や教育委員会主催の研修会等を実施しておりますが、さらに充実した研修内容として技術習得の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

5点目になります。小中学校のエアコン設置についてであります。現在、保健室の設置につきましては、本年度、豊明中学校、栄中学校の2校が終わりますと、すべての学校の保健室への設置が完了することになります。普通教室におきましては、エアコン設置計画は現在ありませんが、天井扇が完備しております。

最後になります。6点目、校庭の芝生化についてでありますけれども、先進事例などを参

考に、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、終わります。

#### No.43 ○議長(坂下勝保議員)

濱島健康福祉部長。

#### No.44 ○健康福祉部長(濱島義和君)

健康福祉部には2点、市民サービスの向上についてと、がん対策・女性の健康支援についてをいただいておりますので、順次お答えをしたいと思います。

まず、市民サービスの向上についてのうち、福祉のワンストップサービスの件でございます。

議員が壇上でご指摘のとおり、福祉に関する相談は、障害、母子、父子、生活保護、高齢者関係等々、社会的要因が複雑に関係していることがございます。福祉の相談業務は内容が専門的で、担当する職員も相当な知識や経験を有することが必要となってまいります。

国や県におきましても、ハローワークや保健所、児童相談所等々、専門機関がそれぞれ相談に当たっているのが現状でございます。そのため相談業務につきましても、総合窓口を設置したとしても、結果的に各担当課での専門的業務の中で行うことになり、複数回の説明となってくとも考えられます。

したがって、福祉の相談業務につきましても、それぞれの担当課でお話をお聞きいたしまして、その後必要に応じてそれぞれの担当者が関係各課と連携をして解決を図ってまいります。

続きまして、最後のご質問のがん対策・女性の健康支援についてをお答えいたします。3点、質問が寄せられておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、1点目の女性の健康支援対策事業でございますが、これは都道府県、保健所を設置する市、特別区を委託先とした事業でございます。女性が主体的にみずからの健康に目を向け、日常生活の中で健康づくりを実践することを目標としている事業でございます。

現在、本市では対象になっておりませんが、もし次年度以降、こういった事業が全国の市町村に広がりましたならば、積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

2点目のがん検診事業につきましては、広報、折り込みチラシで市民にお知らせをいたしております。また、出前講座で更年期及び女性の健康等の講話の中でそれぞれがん検診の効果や、その必要性をお話しいたしております。

3点目ですが、女性の特有のがん対策として、子宮がん検診と乳がん検診の無料クーポン券のご質問でございます。

このほど、国の追加経済対策に女性特有のがん検診推進事業が盛り込まれました。国はがんを早期に発見することが極めて重要であり、特に女性特有のがん検診は検診受診率が低いことから、未来への投資につながる子育て支援として受診率向上のため実施することといたしております。

昨日、県のほうに説明会がございまして出席いたし、内容のレクをしてまいりました。内容は、厚生労働省が示します事業実施要綱骨子に基づきますアウトラインが資料として提出されたものでございまして、まだ決定ではなく、実務的には今後厚生労働省のほうから逐次示されるという予定を聞いております。例えば、クーポン券や検診手帳などの詳細基準が確定していないなど、実施する準備が整わない状況で、目下そういう状況にございます。

また、国は無料クーポン券として全国の医療機関で受診可能としておりますが、保険診療での対応ではないため、医療機関ごとに検診費用もさまざまで、実施する市町村は受診される医療機関と個々の委託契約が必要になってまいります。等々ということで、愛知県のスタンスとしては、そういった部分を解消するために、ぜひとも愛知県のほうにリーダーシップを発揮していただきたいと、こういうのが昨日の会議でございました。

したがって、実施につきましては、第3回定例会のほうで補正予算をいたしまして、クーポン券や検診手帳の作成、さらには実施する機関、対象医療機関などの選定などを決定してまいりたいと、このように考えております。

終わります。

#### No.45 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

#### No.46 ○市民部長(平野 隆君)

私のほうからは、ワンストップサービス(総合窓口)の設置に関連してお答えいたします。

現在、市民課のほうで平成16年の4月からワンストップサービスを開始いたしました。ここでは許可、販売、例えば自動車臨時運行の許可、豊根温泉入場券の販売など、4つの業務、そしてごみの出し方の説明、町内会加入の案内、予防接種の案内など、説明や案内をする業務を5つ、合計9つの事務を市民課のワンストップで行ってございます。

そして、議員が壇上で離婚の一例を挙げられましたけれども、そういった場合には例えば国保あるいは母子手当等々の手続を行う必要が生じてきます。その際には、システムの改修だとか、例えば新たな職員の配置、それからスペースの確保、拡充等々が必要となりますので、議員の言われる総合窓口の考え方でいう設置はちょっと困難かなと考えております。

今後、先ほどの9つの事務、説明等々の案内のほかに、できることからその拡大に取り組みます。また、ほかの課の窓口で必要な手続がありますれば、親切丁寧に案内、説明

を心がけていきたいと思っております。

以上です。

#### No.47 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.48 ○4番(一色美智子議員)

全般にわたりご答弁いただきまして、ありがとうございます。 それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、女性の健康支援、がん対策について質問をいたします。

昨年度のがん検診の検診状況をお聞かせください。

それと、無料クーポン券の今後の流れはどのようになっていきますか。わかりましたら、お聞かせください。お願いいたします。

#### No.49 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.50 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

がん検診の実績でございますけれども、20年度、平均をいたしますと、健康課で行っていますがん検診の受診率は17.8%。愛知県の実績でございますが、愛知県は20年度はまだ出ておりませんので、19年度の数字でございますが、23.1%、したがって5ポイントほど豊明市は低いという状況でございます。

それから、無料クーポン券の流れでございますが、豊明市は、今現在乳がん検診、それから頸がん検診につきましては、集団の検診のみでございます。豊明単独だけで行えば非常に簡単ではございますが、じゃ、例えば名古屋市にお勤めの方が名古屋市の病院、そういった場合に対象にならないというわけにはまいりませんので、先ほど最初の答弁で申しましたとおり、今後愛知県下61市町村の間でやはりそういった調整が必要ではないかなということ、クーポン券の流れにつきましては、第3回定例会のほうで詳細に積算をいたし、補正予算をお願いしたいと、このように考えております。

終わります。

#### No.51 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.52 ○4番(一色美智子議員)**

これなんですけれども、恐らく9月に入ると思うんです。そうすると、どんなに遅くなっても秋以降になると思うんです。でも、無料クーポン券の配布につきましては、基準日が一応6月30日となっていると思うんです。そうすると、6月30日以降に対象者にクーポン券が届く前に検診を既に受けられた場合にはどうされますか、お聞きいたします。

**No.53 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
濱嶋健康福祉部長。

**No.54 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

国は半年間という期間を設けておられます。準備の都合も多々あります。そうした場合は、例えば来年の4月にずれ込んでも、繰越明許措置をすればオーケーと、こういうことも昨日の説明で伺ってまいりました。

それともう1点、6月30日云々と申されましたが、そういった場合も含めまして、遡及適用ができるのか、そういった部分もこれから詰めてまいりたいと考えております。

終わります。

**No.55 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.56 ○4番(一色美智子議員)**

まずは、がん検診台帳をつくっていただき、スピーディーに交付ができるように取り組みをお願いいたします。

また、この事業は5年間の実施期間が必要とされ、22年度以降の財政措置は継続することが政府与党で確認されていますので、今後も積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、がんの中でも乳がんが女性の一番多くかかるがんで、死亡者数が年間1万人を超えております。現在、本市の乳がん検診の対象年齢は40歳以上となっていますが、最近では子育て世代と言える、時間的にも経済的にも厳しい30歳代に乳がんの発症が増

加しています。この現状に検診の年齢を引き下げることにはできないか、お尋ねいたします。

**No.57 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

**No.58 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

乳がん検診につきましては、5年前、平成16年度のときに、マンモグラフィー、いわゆるエックス線で検診をするという方式が厚生労働省から示されました。

ただし、39歳以下ですと、いわゆる女性の乳腺が張っているということで、マンモグラフィーのほうにはきれいに写らないということで、40歳というガイドラインが定められました。したがって、私どものほうは16年度から乳がん検診につきましては、マンモグラフィーオンリーという制度で行っております。

したがって、市内の医療機関では、まだマンモグラフィーの設備がございませんものですから、集団検診のみということで現在実施しております。

それで、先ほどもう少し年齢層を下げたらというご質問ですけれども、そういったいわゆる乳腺が張って、きれいな写真が撮れないという観点から、さらに厚生労働省からの指導もございますので、40歳ということにさせていただいております。

終わります。

**No.59 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.60 ○4番(一色美智子議員)**

本当に早期発見が大事だということと、本人への体のダメージも少なく済む、それと受診率を50%以上に上げる、あと手術をすれば多額のお金がかかるので、検診のほうがいのではないかという思いと、本当に早期発見が一番大事だということの思いをかけた上で、もう一度年齢の引き下げをしてもらいたいということで再度質問させていただきます。

**No.61 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.62 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

再度お答えいたしますが、基本的には40歳というガイドラインを守っていきたいということでご理解いただきたいと思います。

それから、ちなみに先ほど、私は受診率の報告を申し上げましたが、乳がん検診に関しましては、データが県の平均は13.2%ですが、豊明は17.4%と、乳がん検診に関しましては、豊明は県の平均よりも上回っております。

終わります。

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.64 ○4番(一色美智子議員)

若い女性には別の情報としてマンモグラフィーでは乳房がエックス線にさらされます。エックス線は乳がんの危険因子の一つです。エックス線被曝はその女性の年齢が低いほど乳がんの発生リスクが大きくなります。

ですから、特に若い女性には乳房の検査が自分でできるような方法や経験を教えていく必要があると思いますが、お考えをお聞きいたします。

No.65 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.66 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

乳がん検診には自己チェック方法というのがございますので、こちらのほうをPRしてまいりたいと思っております。

終わります。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.68 ○4番(一色美智子議員)

乳がんは自己診断ができる唯一のがんですので、広報等に折り込みを入れていただきたいと思います。

また、40歳以上になると、仮にマンモグラフィーの検査を毎年受けてもエックス線のリスクは小さく、早期発見で死亡リスクが大きく減りますので、この辺は安心していただけるとと思います。

次に、3項目のスクール・ニューディール構想についてお聞きいたします。

今回、国から新経済対策に関する費用として、どのぐらい来ていますか。わかれば金額を教えてください。

それと、小中学校のテレビの設置の数と、小中学校のパソコンの生徒、児童用の数と、教師用のパソコンの設置数を教えてください。

#### No.69 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.70 ○教育部長(竹原寿美雄君)

まず、スクール・ニューディール構想に係る国からの額ということではありますが、これだけの額というのはまだ私どもは承知をしておりません。

それから、学校のテレビの台数ということによかったですか。現在、小中学校ともいずれもアナログテレビでありますけれども、小学校につきましては266台、それから中学校につきましては123台という状況になっております。

以上です。

#### No.71 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.72 ○4番(一色美智子議員)

本市では小中学校のテレビも大分古くなってきていると思われま。古いテレビにデジタルチューナーをつけても、テレビ本体が使用できなくなる場合があります。学校で使う教師用のパソコンもかなり数が少ないと思いますが、どうお考えですか、お尋ねいたします。できれば、この機会に地デジのテレビ、電子黒板をぜひ購入していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**No.73 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.74 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

まず、学校のパソコンの数でありますけれども、教員用のパソコンについては、中学校は現在職員の方が108名おりますけれども、8台だけパソコンが設置をされております。それから、小学校につきましては、教員の方が209人おりますが、1台も支給はされておられません。

それから、デジタルテレビ、電子黒板、それから校務用のパソコンについてでありますけれども、私ども教育委員会では、いずれも今回の国の補正に乗るよというように考えておりますが、これは今後庁内の協議によって最終的に決まりますので、今のところ不確定でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

**No.75 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.76 ○4番(一色美智子議員)**

次、校庭の芝生化について行きます。

文科省の方針、芝生化の推進は、我が豊明市教育委員会の方針でありますかどうか、お答えください。

それと、芝生化について、昨年からのどのような検討をされましたか、お聞きいたします。

**No.77 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.78 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

まず、芝生化の方針ということですが、現在、本市では芝生化ということについての方針は出されておられません。

それから、芝生化の検討ということですが、議員、質問の中でおっしゃられました鳥取方式というものが、私も昨年テレビで見させていただきました。非常に短時間に安価

でできるという非常にいい部分がテレビのほうで放映をされておりました。私どもはそれを見させていただいて、先進事例を見させていただきに行きました。小学校であります、そこは道路の下とかグラウンドの外周を約 1,400 平米、おおよそ 400 万円強の工事費を要したということをお聞きしております。

この芝生化の問題につきましては、芝生を設置した後の管理、議員もおっしゃられたように、なかなか学校だけで管理をしていくということは非常に難しいことだと思います。学校と地域と連携していくことが一番重要なことだと思います。そういうことで地域と連携していきけるような形をつくり出すということで、これから協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### No.79 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.80 ○4番(一色美智子議員)

私は、地域がやりたいというところから、または砂ぼこりや水はけなど、グラウンドに課題のある学校から試験的に導入を始めることを提案いたします。早期に取り組むことができるように要望いたします。このスクール・ニューディール構想は、金銭的にも市の持ち出し分が本当に少なく済むと思いますので、ぜひこの機会に実現させていただきたいと思っております。

次に、子育て支援の充実について、赤ちゃんの駅の設置についてお伺いいたします。

市役所の2階にある授乳室をもっとPRしていただきたいなと思っております。本当に気兼ねなく立ち寄れるように検討をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### No.81 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

#### No.82 ○総務部長(山本末富君)

一度、機会を見て、広報等に載せたいというふうに考えております。

#### No.83 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.84 ○4番(一色美智子議員)**

協議をしていくことですので。

それと市内の子育て施設、子育てセンター、保健センター、保育園、児童館等に、できる  
ところからシール等を貼ってアピールしてはとありますが、どうでしょうか、お答えください。

**No.85 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.86 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

健康福祉部の所管の施設、先ほど申されました子育て支援センター、それから保育園、  
児童館、保健センター、合わせますと20カ所になります。その中でも保健センターと子育  
て支援センターは赤ちゃん駅対応になってもオーケーということになっておりますが、保育  
園と児童館につきましては、まだその辺の部分はインフラは整備されておられません。

いずれにいたしましても、最初の答弁で総務部長が関係部署と協議をするというふうに  
答弁いたしましたものですから、私どものほうも健康福祉部所管の出先機関、赤ちゃん駅  
に施設が対応可能かどうか見極めながら、同じように研究してまいりたいと、このように考  
えております。

終わります。

**No.87 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.88 ○4番(一色美智子議員)**

次に、市民サービスの向上について、先ほど当局からお聞きいたしましたように、相談は  
できないかもしれませんが、事務手続の一本化、ワンストップに職員のOBを再任用して  
行うことはできないでしょうか、お伺いいたします。

**No.89 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

宮田企画部長。

**No.90 ○企画部長(宮田恒治君)**

再任用の職員を配置できないかということですが、長年培った経験、職務を生かすのが再任用制度でありますので、こうしたワンストップサービスに、そういった職員を配置するのも有効な方法だとは思いますが。

しかし、このワンストップサービスの中で、すべての業務をこたえられるということになりますと、職員も税、福祉、それから医療など、専門的な知識も有しなくなってしまうので、ちょっと問題も多く抱えてくることになります。しかし、ワンストップサービスの中で拡大できるサービスについては、今後も検討していきたいと思えます。

以上で終わります。

**No.91 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.92 ○4番(一色美智子議員)**

次に、つえ置き場の設置の件ですが、いい答弁をいただきました。これからは高齢者の方、または障害のある方が役所に来られる機会が今後増えることが考えられます。こうした心遣いが行政としての大切な視点であると考えますので、これからも心温かい行政運営をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**No.93 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、4番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時20分まで昼食のため休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後1時20分再開

**No.94 ○議長(坂下勝保議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その審査の結果について報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

**No.95 ○議会運営委員長(山田英明議員)**

議長よりご指名がありましたので、先ほどの休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告をいたします。

議員より、決議案第1号及び意見書案第1号の提案がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、決議案第1号は、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、意見書案第1号は6月26日の最終日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**No.96 ○議長(坂下勝保議員)**

ご苦労さまでした。

これより一般質問を続けます。

13番 松山廣見議員、登壇にてお願いいたします。

**No.97 ○13番(松山廣見議員)**

皆さん、こんにちは。

議長のお許しがありましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

昨年の経済危機以来、政府与党は切れ目ない連続した経済対策に取り組んできました。しかし、想像をはるかに超える景気後退の中でいま一段の対策を講じなければ景気は底割れしかねない状況が続いています。あるいは、雇用情勢も新年度を迎え、さらに厳しさを増しています。

こうした中、我が市でも定額給付金の支給が本格的に始まり、また高速道路料金の大幅引き下げや、環境対応の自動車減税などによって、国民の皆様にも少し明るさも見えてきています。

5月14日付の朝日新聞には、「街角景気 雲間に光—4カ月連続上昇 給付金・高速1,000円など好感」という記事が出ていました。また、その隣に月例報告として「景気悪化“緩やか”に—内閣府3年ぶり上方修正へ」という記事が載りました。

平成20年度第一次補正、同第二次補正、そして平成21年度本予算の75兆円の景気経済対策が効果を発揮しているということです。もっと言えば、定額給付金や高速料金値下げ、雇用対策、中小企業への緊急融資制度などによるものです。

こうした経済対策をばらまきということは無責任に述べる人がいますが、違います。何をばらまきというか、答えられる人はいません。要するに選択と集中があるかどうかの方が大事なのではないでしょうか。経済は人々の感情で動く。需要創出につながる対策は当然とし

て、公明党は生活の安心があつて初めて消費が拡大できるとの考えのもと、国民の安心感をはぐくむよう強く主張し、その先頭に立って取り組んでいます。

昨年度の第一次、第二次対策が我がまちではどのように展開されたのか、市民にどのような生活の安心をもたらしているかを総括しながら、国の総力を挙げた矢継ぎ早の史上最大の経済対策に呼応して、我が市も時を逃すことなく、適切かつ大胆に次の一手を打っていくことが極めて重要です。

1、昨年度の第一次、第二次補正予算の取り組み状況についてお伺いします。

①その第1は何といっても雇用の安心対策です。国の雇用調整助成金は、本年2月だけで187万人もの雇用を守るなど、大きな効果を発揮しています。今後も利用の急増が見込まれています。本市におきましても、緊急雇用創出事業として臨時職員の募集などに取り組んでいただきましたが、本市には地域雇用創出推進費がどれだけ交付され、地域の元気回復のために現在どれだけの方の雇用対策が行われているのか、お伺いします。

②2兆円を超える家計緊急支援対策費による定額給付金、子育て応援特別手当の本市の進捗状況、出産育児一時金の増額、妊婦健康診査臨時特例交付金、介護従事者処遇改善臨時交付金、障害者自立支援対策特別交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金などの本市の予算規模と取り組み状況についてもお伺いします。

2、国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについてお伺いします。

①平成20年度までは地方道路整備臨時交付金であった財源が、新年度から道路特定財源の一般財源化により創設された地域活力基盤創造交付金については、本市においてはどのような政策意図でもって取り組まれようとしているのか、お伺いします。

②現在、国会で審議中であり、5月13日に衆議院を通過した平成21年度補正予算の早期成立が待たれるところです。30日経過で予算は成立し、関連法案は60日経過で成立するわけですが、新経済対策で示されているさまざまなメニューは都道府県に設置される基金によるところになりますが、各自治体からの積極的な取り組みが何よりも大切です。

そこで、本市は新経済対策に示された、特に市民の安心に直結し、関心が高い以下の項目について、市長はどのような考えで取り組まれようとしているのか、お伺いいたします。

ア、教育の負担軽減について。

高校生、大学生の授業料が払えなくて学校を続けられないとの悲鳴が上がっています。授業料減免の拡充や給付型を含めた奨学金制度の充実など、教育の安心を守る対策を公明党は求めています。あわせて幼児教育の無償化を求めています。公明党は幼児教育の無償化に取り組んで、その第一歩として昨年度の補正予算で子育て応援特別手当を実現し、今回の補正予算案で就学前3年間の全児童を対象にすることが盛り込まれました。

このような取り組みをさらに加速させ、将来的に幼児教育の無償化を実現すべきだとし

ていますが、その主体は市町村です。その可能性についてお伺いします。

イ、太陽光発電の導入加速について。

住宅用太陽光発電導入支援対策補助金が20年度第一次補正予算90億円、そして21年度予算案で約201億円組み込まれています。

高い普及効果が見込まれる住宅用太陽光発電システムを導入する際に、当該設置者に対して定額の補助を実施する。これにより住宅用太陽光発電システムの導入を加速するとともに、低価格を実現し、住宅分野での太陽光発電の大量導入を図る目的です。当市の考えをお伺いします。

過去に当市でも導入されていましたが、何年間で何基、そして補助金額についてお知らせください。

ウ、公共事業の前倒し執行についてお伺いします。

3、行政の無駄ゼロへの取り組みについて。

大胆な絶え間なき経済対策の打ち出しにあわせ、一方で最も大事なものは行政の無駄ゼロへの取り組みであります。

未曾有の経済不況の中で市民は必死に知恵を出し、節約し、汗をかいてまじめに働いています。そうした中で、行政の無駄に徹底的に切り込み、行政改革を断行するのは当然のことです。そのためには政治の強力なリーダーシップが必要です。

さらなる行政改革の断行、行政の無駄ゼロに向けて、市長の強い決意と具体策をお伺いします。

次に、障害者自立支援についてお伺いします。

平成18年に障害者自立支援法が施行されて3年が経過しました。障害者自立支援法では、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化して、施設や事業が再編されました。

また、サービスを利用する人もサービスの利用料に応じた負担を行うことになりました。支給決定の仕組みについても障害程度区分の認定をそれぞれの自治体で行うようになりました。

しかし、制度を実施する段階において、低所得者に対する配慮が必要との議論が高まり、上限月額の設定や所得の算定を本人と配偶者に限るなど、低所得者対策が図られてきました。

また、障害者自立支援法では第88条で市町村障害福祉計画の策定を義務づけており、国はその基本指針で障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるものとなりました。

さらに、平成21年度から23年度までの第2期障害福祉計画の策定に当たっては、第1期の実績を踏まえ、障害者の地域生活への移行の一層の促進、相談体制の充実強化、サービス基盤整備の促進、一般就労への移行支援強化等が示されました。その指針の中

で、障害者が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠としています。

このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置し、そのあり方を明確に示すことが必要であると言っています。

そこで、障害者の自立支援についてお伺いします。

1、障害者が自立した生活を送るために必要な支援について本市の考え方は。

2、障害者を支える相談支援事業の充実について。

①地域自立支援協議会の設置は。

②設置の考えがあれば、どのように考えているのかを質問いたします。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.98 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.99 ○経済建設部長(三治金行君)

経済危機対策と我がまちの取り組みについて、この中の経済建設に係るご質問、雇用対策についてのお答えをさせていただきます。

国の失業者対策として平成20年度第二次補正予算関連で、ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業で補助金が交付されることになりました。当初の21年度申請は6事業で、2,045万円採択をされました。失業者の採用について、現在採用されている人数は委託、直接雇用を含め7名でございます。今後の採用人数を含めると15名になります。

また、4月の追加募集で1事業1名、金額にして137万4,000円の内諾を受けているところでございます。

終わります。

#### No.100 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

#### No.101 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、昨年度の第一次、第二次補正予算の取り組み状況のうち、定額給付金や子

育て応援特別手当の状況についてお答えしていきます。

平成 20 年度における国の補正予算を受けて本市が実施しています事業の取り組み状況については、そのうちの1点目、定額給付金、これは5月 31 日現在の数字でお答えしていきます。

申請書の発送件数は約2万 8,600 件を発送いたしました。このうち5月 31 日までに約2万 5,200 件を受理いたしました。率にしますと約 88%、申請を受理いたしました。このうち既に給付金を支給済みは約2万 4,000 件ですので、全体からいきますと 84%が支給済みという形になっております。

この定額給付金の額に換算いたしますと、総額 10 億 4,000 万円でありますので、そのうち支給済額は約9億 3,500 万円の金額で支給が終わっております。まだ、このうち未申請の件数は約3,400 件でありますので、この方々たちも10月1日までの申請期限までに申請していただくよう今後もPRに努めていきます。

それから、2点目の子育て応援特別手当の状況です。

申請書の発送件数は全部で 990 件、そのうち受理した件数は 950 件ですので、全体の 96%の申請を受けました。このうち給付金を既に支給しましたのは 916 件であります。この事業の額でいきますと、約 4,300 万円のうち 3,400 万円が子育て応援手当で支給をいたしました。未申請の件数はまだ 40 件ありますが、これも定額給付金と同様、今後もPRに努めていきます。

それから、3点目の妊婦健康診査臨時特例交付金の状況です。

妊婦健診については、平成 21 年4月から、5回から 14 回まで無料で受けられるように措置をいたしました。9回分にかかる費用の増額は約 4,100 万円の増額となっていきます。これに臨時交付金が平成 21 年度は約 1,600 万円が交付されてくる予定であります。

それから、介護従事者処遇改善臨時交付金。

これは介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための緩和措置として交付されるもので、介護従事者処遇改善臨時特例基金に約 3,000 万円を積み立てたものです。これを平成 21 年度から平成 23 年度の3カ年で介護保険料の軽減に使っていきます。

それから、地域活性化生活対策臨時交付金です。

予算総額は約 4,200 万円で、これを二村台保育園の耐震改修工事の事業費に約 3,000 万円を充てます。これが現在工事中であります。また、西部保育園の耐震改修工事のために福祉基金に 1,200 万円を積み立ていたしました。西部保育園については、今年の9月ごろに工事の契約をする予定であります。

それから、質問の2つ目の、今度は国の新年度の補正予算に対する経済対策の取り組み状況に答弁していきます。

まず1点目、地域活力基盤創造交付金の関係ですが、この交付金は、道路特定財源の一般財源化に際し、地方道路整備臨時交付金にかわるものとして、今年度新たに創設さ

れた交付金です。これは地域の活力の基盤に資するよう、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業も対象となるものです。

市では今年度交通安全系で5路線、道路改築系で熊野豊明線の合計6路線、事業費2億4,700万円で、そのうち国庫補助金約1億3,500万円を要望しております。今後もこの交付金を有効に活用してまいります。

それから、質問の2つ目、今度は国の経済危機対策として決定された危機克服の基本方針によって策定されました具体的な施策に回答していきます。

そのうちの1点目ですが、教育費の負担軽減についてです。

経済、雇用情勢の悪化に伴い授業料を滞納したり、学業の継続が困難となる高校生が今後大幅に増加することが見込まれ、これらの高校生が学業を継続できるよう授業料減免補助や奨学金事業に対して新たな交付金により緊急支援が行われていきます。市としては、今回の交付金制度が活用できるか検討してまいります。

2点目の太陽光発電の導入についてです。

市は、太陽光発電システムの設置費に対する補助制度をこれまで実施してきましたが、新エネルギー財団の補助事業が終了したことに伴いまして、平成17年度をもってこの補助事業を打ち切った経緯がございます。したがって、現在のところ、市民向けの補助事業を復活する予定はございません。しかしながら、地球温暖化防止対策の中で太陽光発電の意義はますます高まっていますので、今後とも引き続き研究をしてまいりたいと考えています。

それから、公共事業の前倒しにつきましては、景気対策として有効なものと認識しております。市におきましても、下半期に予定しているものを可能な限り上半期に前倒しをして発注できるよう努めてまいりたいと思います。

それから、3点目の行政の無駄ゼロへの取り組みです。

市も未曾有の経済危機に直面しており、税収の減少は非常に大きいものがあります。このようなときにこそ行財政改革は不可欠であり、その成果が期待されるところであります。今年度は全庁的な体制で行財政プロジェクトチームを立ち上げました。これによって行政の無駄を省いていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.102 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

#### No.103 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

障害者自立支援につきまして4点ご質問をいただきましたので、順次お答えをいたしたいと思っております。

まず1点目、障害者が自立した生活を送るために必要な支援について、市の考え方はと

という問いでございます。

市におきましては、平成 19 年度に第 2 次障害者福祉計画、さらには平成 20 年度には第 2 期障害福祉計画を策定いたしまして、障害者が自立した生活を送るため必要な障害福祉サービスの充実や相談支援体制の強化、サービス基盤整備の促進、さらには一般就労への移行支援等を定めました。

2 点目、障害者を支える相談支援事業の充実についての問いでございます。

国の指針にありますように、障害福祉サービスに関しましては、提供体制の確保だけではなく、その利用を支える相談支援体制の充実が重要であるかというふうに認識をいたしております。

次に 3 点目、地域自立支援協議会の設置はという問いでございますが、市ではこれまで相談支援事業の担当で構成をしましてまいりました地域自立支援協議会、これをことしの 4 月に要綱改正を行いまして、福祉サービス事業所の経営者やハローワーク、さらには保健所の職員、養護学校の先生等による委員構成に改組いたしまして、より福祉サービスが利用しやすい体制を整えるとともに、困難ケースの解決や社会資源の充実、さらには障害者の一般就労に向けて検討する場とすることにいたしました。

次に、設置の考え方はどのようにということでございますけれども、23 年度までには障害福祉サービスは、障害者自立支援法に基づく仕組みに移行することが定められております。市ではこの体制移行をスムーズに進めるためにも、この協議会を中心に市の障害福祉サービスや社会資源の充実、相談支援の強化を図っていくことができるものと考えております。

また、地域自立支援協議会には福祉サービス事業所の経営者等による全体会のもとに各事業所の担当で構成します専門部会を設置いたしまして、障害者の療育や就労について具体的に検討する場とする予定でございます。

終わります。

#### No.104 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

#### No.105 ○13番(松山廣見議員)

全体的にご回答いただき、ありがとうございます。

まず、障害者自立支援のことから先にお伺いします。

これは、障害者自立支援対策特別交付金との関連については、どういうふうになっているのでしょうか。まず、それをお聞かせください。

**No.106 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.107 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

今回の障害者自立支援対策特別交付金の中には地域自立支援協議会設置に係る経費は含まれておりません。

しかしながら、今回、補正予算には該当いたしません。当初予算では既に障害者自立支援対策臨時特別交付金の事業の中に地域自立支援協議会設置運営強化事業が盛り込まれております。

この事業につきましては、個別的に効率的に設置するためのシステム改修とか先進地の視察、広報等々というものに対しまして支援をするという内容でございまして、市では協議会設置の部分だけでございますので、目下のところは該当事業はないと、このようになっております。

終わります。

**No.108 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

**No.109 ○13番(松山廣見議員)**

次に、昨年度の第一次、第二次補正予算の取り組みの中の定額給付金の給付状況は今教えていただきましたが、この定額給付金についても本当に最初の給付が行われる申請書を発送する所に一部エラーがありましたけれども、そのことによってまた担当の方も、そして皆さんもいろいろと知恵を絞り、そしてまた給付を受ける方もしっかりそのことについて問題視して、そして結果的にはいい形で支給がされてきたと思います。

そこで、一部まだ申請がなされていないという方がいるようですけれども、この申請がなされていない方について、いつの時点で再通知するとか、そういうことをどのように考えているか示してください。

**No.110 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.111 ○企画部長(宮田恒治君)

現在、まだ未申請の方は3,400件と先ほどお答えいたしました。現在、1日に今約30件ほどのまだ申請が届いておりますので、1カ月に換算しますと、まだ600件かそこらは多分届くんだろうとは思いますが。

しかし、まだ未申請がこれからも残るようであれば、7月ぐらいに一度未申請の方のリストから、そういった方に再度案内を差し上げたいと考えておりますし、単身の高齢者の方の世帯には特に注意を払って、訪問するなり何らかの形で全員が申請できるような形をとっていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.112 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.113 ○13番(松山廣見議員)

担当部局には大変ご苦勞をおかけしますが、全員の方が漏れないようなそういう体制で引き続きよろしく願いいたします。

それから、地域活性化・経済危機対策臨時交付金ですが、これは当市には1億8,000万余の交付金が支給されるというふうにお伺いしていますが、この交付金をどのように今計画されているのか、利用計画をちょっと示してください。

No.114 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.115 ○企画部長(宮田恒治君)

経済危機対策臨時交付金は、先ほど議員に申し上げたように、1億8,600万円が豊明市に交付された金額の上限になっています。現在、各課のほうへこれに対して事業の募集をかけておりますので、その事業の中身を精査しながら、この1億8,600万円の事業を精査していきたいと考えております。

以上です。

No.116 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

**No.117 ○13番(松山廣見議員)**

各課で本当に皆さん、この交付金を無駄のないような、本当に順位をつけて、我が課では今までできなかったことに、こういうことに使いたいとか、そういうことを早めにやはり各課で研究していただきたいなど、そのように思っております。

ぜひそのようにして、遅れのないように、締め切りに間に合わなかったという、そういうことのないような対策をお願いしたいと思います。

この臨時交付金、豊明では1億 8,600 万円ということですが、近隣のことも少々気になりますので、近隣市町、大府市とか、それから日進市とか、それから尾張旭市とか、大体同じぐらいな人口の、そういうところの交付金がわかればそれを示してください。

**No.118 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

**No.119 ○総務部長(山本末富君)**

これはあくまで予定額でありまして、決定額ではございませんが、財政力指数ともこれは影響がありますので、一概に人口が多いところほど多くもらえるというわけではございません。うちのほうで情報をつかんでいる中では、日進市のほうが約1億円、それから大府市のほうが1億 1,000 万円という数字でございます。

以上でございます。

**No.120 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

**No.121 ○13番(松山廣見議員)**

財政力指数、そういうことに関連しての人口との関係なしに、本当に豊明市では1億 8,600 万円という、そういう高額な交付金が交付されますので、本当にその金額を有効に使えるような、そういう対策をぜひとっていただきたいと、そのように思っております。

あと、住宅用の太陽光発電について。

先ほど、今のところという、引き続きですね、いわゆる導入することは今考えていないと

いうことでしたが、一応 21 年度の補正予算の中に住宅用太陽光発電導入支援対策補助金というのが、今 21 年度予算で約 201 億円、そしてまだ 20 年度の一次補正では 90 億円という、それが組み入れられておりますので、また今まで過去に豊明で補助金を出していた件数と、何年間で何基利用されて、そして補助金としてはどのくらいだったかをわかれば教えてください。

No.122 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.123 ○市民部長(平野 隆君)

お答えします。住宅用太陽光発電の実績、平成 13 年から 17 年度5年間で 120 基、総額として 3,833 万円を支出しております。

以上でございます。

No.124 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.125 ○13番(松山廣見議員)

私もまだ勉強不足でよくわからないんですが、この住宅用太陽光発電の 21 年度予算が決定しますと、これは市で交付される場合は、やはり前のときは県と、それから市が補助金の中の2分の1ずつという、そういう状況があったのですが、今後もそういう形になるのか、わかれば教えてください。

No.126 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.127 ○市民部長(平野 隆君)

ちょっとそこら辺掌握しておりません。申しわけないです。

終わります。

No.128 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
松山廣見議員。

**No.129 ○13番(松山廣見議員)**

教育の負担軽減のことで、高校生の授業料減免、奨学金事業に関する緊急支援ということで、21年度補正予算で485億円が予算に上げられていますけれども、先ほど答弁の中でこのことについても市のほうも取り組んでくださるというようなことですので、経済危機の状況で支払いが困難になり、そして授業料が払えなくなり、勉強したくても学校に行けないというような、そういう状況の方も出てきておりますので、ぜひその辺も市のほうでも授業料減免ということもしっかり取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

もう一度、その点について回答をお願いします。

**No.130 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
竹原教育部長。

**No.131 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

このご質問の授業料の減免、奨学金事業に対する緊急支援制度につきましては、いまだちょっとはつきりしておりません。来週中に文科省から愛知県に対しての制度の説明会があるというふうに聞いております。

ですので、市町村にその情報が伝わるのはその後ということになりますが、本市におきましては、ぜひこの制度に組み入れられるようにということでは検討の中に入っております。

以上です。

**No.132 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
松山廣見議員。

**No.133 ○13番(松山廣見議員)**

まだよくわからない点までこちらが質問しましたが、県のほうからそういうことがわかった時点で、しっかり対応をお願いしたいと思います。

こういう経済危機の中においては、やはり行政と、そして市民、そしてまた議会が一体に

なってしっかり取り組んでいかなければいけないと、そのように思っております。私自身もしっかり勉強していきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

#### No.134 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、13番 松山廣見議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後2時2分休憩

午後2時13分再開

#### No.135 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.136 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

1点目の質問は、生活保護行政を中心に、生活困窮者対策について伺いをいたします。

先週、発表されました厚生労働省の速報値によると、3月時点の生活保護世帯数は全国で119万2,745世帯、人数では165万4,612人となり、8年連続で過去最多を更新することとなりました。高齢者世帯の増加などの要因で増え続けてきたところに、昨年来の雇用情勢の悪化による現役世帯の増加が追い打ちをかけた状態で、今後も増加が続くと見込まれています。

また、名古屋市では、保護世帯のうち現役世帯の増加率が全国平均の19.9%よりも突出して多く、88.9%にも上ることも報道されており、この地域の失業者の状況が極めて深刻なことが浮かび上がっております。

生活保護制度は、憲法第25条の生存権を保障するものとして法に規定され、最後のセーフティネットとも言われますが、これまで国による締めつけや、窓口で申請を受け付けない違法な水際作戦の横行、強制的な保護打ち切りによって餓死者が出るなど、一部の福祉事務所の強硬な運用が問題となってまいりました。

さらに、悪質な不正受給をことさら強調して、生活保護受給者に対する一般の偏見、マイナスイメージをあおるような風潮が一部にあつたり、車やエアコン、テレビがあるとだめ、家賃が高いとだめ、借金があるとだめなどの誤解が蔓延していることや、生活保護制度その

ものを知らない生活困窮者が多いことなどで、保護を必要な人が制度から遠ざけられているという実態がありました。

しかし、昨日の質問の中でも言われていたように、昨年末からの年越し派遣村の活動などの影響により、国も方針転換を迫られ、機能不全を起こしていた生活保護制度は、少しずつではありますが、当然の権利としての本来の姿を取り戻しつつあります。

自治体としては、こうした社会情勢の変化や運用の弾力化に機敏に対応していくのは大変骨の折れることですが、何より今、生活が逼迫している人に生活保護やその他の制度を使って正しく支援を行っていくことは、市民の命と最低限の生活を死守するための最優先課題といっても過言ではありません。手厚い都市との差が出てきていないか、当市の体制は十分であるか、順次、具体的項目についてお聞きをしていきたいと思えます。

まず、相談件数、申請件数の推移についてはどのように分析をしていますでしょうか、今後の見込みも含めてお答えください。

次に、人員体制については十分な配置ができていますでしょうか。多くの知識と能力を求められるケースワーカーに対し、十分な研修ができていますでしょうか。

3つ目に、急増している現役世代の失業者、特に職と同時に住まいを失った人への対応はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

4つ目、受給権があるのに、制度を知らないために貧困で苦しんでいる人への働きかけ。つまり、昨日も質問がありました周知に関する問題ですが、ホームページには掲載をしたい、広報は考えないという答弁を受け、なぜその他の重要施策と同じように広報で周知をしないのかということ。

さらには、公共施設や駅など目に触れる場所に、ポスター等で最低限、生活に困っている人は公的支援を受けられる可能性があるということを知らせていく必要があると思えますが、いかがでしょうか、お答えください。

5つ目、申請用紙は求める人すべてに行き渡っているかどうか。よもや水際作戦というような意識はないだろうと信じておりますが、門前払いだというふうに誤解をされたり、制度に詳しい支援者がついてくると対応が違うというようなことが起きていないか、確認したいと思えます。

6つ目として、保護決定の通知がされるまでの期間は平均どれくらいかかっているか、お聞きをいたします。窮迫状態の人には、可能な限り早く決定、給付をすることが望まれます。

実際、給付をされるまでの間の対応については、昨日の答弁で、社協の貸付制度の活用を呼びかけるとのことでした。新しく変わった貸付制度は、だれでも簡単に利用できるものになったのでしょうか、お尋ねをいたします。

7つ目として、母子加算が全廃されたことにより、最低限の生活がままならなくなったり、子どもが高校進学をあきらめるなどの事態に発展してしまっています。

国会では、野党4党により復活法案が提出され、行方が注目されていますが、特に子ども

もへの影響が最小限ですむように、当面の対策として、ひとり親家庭への支援を充実させる考えはありませんか、お伺いをいたします。

最後に、3月の厚労省保護課長通知、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」というタイトルのものが出されまして、自治体において徹底をすべき事項、考え方、充実すべき点などが示されております。

これを受けて、どういう変化があったか、今後どのような対策を講ずるつもりがあるか、その際に必要なこと、問題点などが認識されているかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

2点目の質問、土砂採取の際の産廃不法投棄対策は一体どうなっているのか、お伺いをいたします。

昨年5月に沓掛町の水田において、名古屋市業者が粘土を採取し、その後に産業廃棄物を埋め戻したとして逮捕され、大きく報じられました。

その直後の6月議会では、各会派からこの対策についての一般質問が相次ぎ、三好町や東郷町が設けているような、入口で規制する目的の条例をつくることを求められ、これに対して、既に5月の末に環境課、産業振興課、都市計画課、土木課の関係4課で検討会を立ち上げ、条例制定を含めて協議に入っていること、できるだけ早い時期に条例化をしたいこと、内容については、東郷町の条例と同等に厳しい内容になりそうなことなどの答弁がありました。

しかしながら、事件から1年1カ月が経過した現在も、条例の姿は見え、そうしている間にも駆け込みのように土砂採取が行われ、市民からも「まだあちこち掘り返しているが、どうなっているのか」、「また、変なものを埋められているのではないかと」、心配する声が上がっております。

昨年5月末からの検討会の開催状況と経過をお聞きしましたところ、検討会は計5回開催され、3回目の7月半ばに条例の素案ができ上がったころまでは順調に進んでいたようですが、その後は10月、12月と間があき、進展が大変遅いように見受けられます。

さらに、ようやく3月には、仮称「豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」の素案として公開をし、パブリックコメントを実施したものの、今議会での上程も間に合いませんでした。

昨年5月の事件を受けて、6月にできるだけ早く条例化と言っていたのであれば、年内、遅くとも年度内である今年3月くらいを想定していると思うのが普通の間感ではないでしょうか。仮に何か事情があったとしても、1年後の6月にも出てこないとなると、9月かそれ以降になるのですが、かなり間の抜けた印象になってしまいます。

新しい条例とはいえ、近隣の条例も大いに参考にできたこと。パブリックコメントでは残念ながらというか、幸いにというか、意見はなく、したがってそこから大きな修正を迫られることもなかったことを考えると、どうしても最短で作業が進んだとは思えません。

今回、一体どうしてこのような事態になってしまったのか、反省点としてどんなことがある

か、ご説明いただきたいと思います。

反省は反省としてきちんとまとめておくことで、関係する課だけではなく、全体で共有し、今後に生かすことができますので、率直な答弁を期待しています。

また、あわせて条例化以外の対策についてもお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

#### No.137 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.138 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

それでは、1点目の生活保護行政を中心にとということで、生活困窮者対策についてのご質問にお答えをいたします。

何分多岐にわたっておりますので、答弁漏れがございましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

まず1点目、相談件数、申請件数の推移という部分でございますが、議員は壇上では、厚生労働省の1月から3月期までの実績を申されました。答弁といたしましては、1月から5月までの豊明市の状況をご説明したいと思います。

20年と21年の比較でございますけれども、20年につきましては、相談件数が44件ございました。申請件数は10件。対しまして、21年は相談件数は74件ございました。申請件数は24件ございました。特に今年1月から3月までの3カ月間は、昨年比べて大幅な増となっております。

また、相談者といたしましては、会社を解雇され、収入がなくなり、生活費に困窮するという、いわゆる一般世帯が数多く占めております。

2項目目の人員体制は十分かとの問いでございますけれども、相談件数、申請件数の増加に伴いまして、担当者の仕事量は増加いたしております。

人員体制といたしましては、現在のところ、社会福祉法に定められています基準を満たしております。

また、担当者の知識向上を図るため、愛知県が主催いたします福祉事務所職員研修、生活保護担当者研修、さらには査察指導員研修に参加をいたしております。

続きまして3点目、新たな課題、派遣切りに遭った方の住まいの対応はという質問でございますが、保護の相談の動向といたしましては、一般世帯である、いわゆる稼働年齢層の増加が顕著であります。仕事を失った方、あるいは仕事とともに住居を失った方があり、就労支援など、総合的な支援が必要かと考えております。

これらの対策として、去る1月28日に第1回生活就業支援対策連絡協議会、これは関係

課4課と社会福祉協議会、さらには商工会に出席していただきまして実施いたしております。

ほかには、就労相談を始め、住宅斡旋、生活費の貸し付けを、平成20年12月からハローワークが一元窓口となって相談するよう、実施体制が整備されております。

また、社会福祉協議会を窓口といたします生活福祉資金制度も貸し付け要件が緩和され、これらの施策を効果的に活用していただくよう、社会福祉協議会とも連携をとっております。

問題は、離職とともに住居を失った方のための施策でございますけれども、ホームレス緊急一時宿泊施設の借り上げや、簡易宿泊所等での滞在の確保、さらには名古屋市の自立支援センターへの入所を含めて協議をしています。

次に4点目でございます。

受給権があることを知らずに、いわゆるPR方法の部分でございますけれども、生活保護制度の周知につきましては、昨日もご答弁申し上げましたとおり、社会福祉課窓口に「生活保護のしおり」を設置いたしまして、さらには民生児童委員さんには「生活保護の手引き」を配布いたしまして、地域の生活困窮者に声かけをいただくよう、依頼してございます。

まずは、民生児童委員さんにご相談をかけていただきたいと思っております。

昨日の答弁では、ホームページにはアップしますよということで、早速手配をいたしているところでございます。

広報、ポスターというご質問もございましたが、まずは民生児童委員さんが最前線でございますので、こちらのほうに強かにそういった方の協力依頼を指示いたしたいと思っております。

それから、5点目の申請用紙はすべて行き渡っているかということでございますけれども、生活保護の相談窓口では、要保護者からの相談に応じまして、必要な助言や他の施策の利用等々の確認を行った上、申請意思のある方に申請書を渡しております。

議員が壇上でおっしゃいましたとおり、水際作戦とか、そういったことは私どもは一切考えておりません。

また、詳しい人が同行した場合は違うのではないかとご質問でございますけれども、そのような無礼のあるような仕事は断じて行っておりません。

それから次に、保護決定が通知されるまでの期間とその対応ということで、保護の申請から受け付けまして、決定通知まで約2週間ほどかかります。さらには、保護費が支給されるにはもう2週間弱くらい要します。

したがって、昨日もご案内しましたとおり、この間、社会福祉協議会の新しい緊急小口資金貸付制度、一口10万円で保証人不要でございますけれども、これにつなげるように手立てをしまいたい。

さらに、どなたが行っても、というご質問ございましたが、私どものほうは、福祉事務所長名で文書をもって社会福祉協議会のほうに出したいと、このように考えているところでございます。

次に、7点目の母子加算の全廃を受け、母子世帯への対応という項目でございます。

一律に支給されています母子加算については20年度で廃止されましたが、一方、新たに19年度から名称が変わりまして「ひとり親世帯就労促進費」、これは就労している家庭は月1万円、職業訓練の家庭につきましては5,000円、こういった新しい促進費が19年度から創設され、自立に向けて努力している母子世帯等に対して支給をいたしております。

最後に、3月の厚生労働省通知で何か変化をしたかというご質問でございます。

この通知を受けまして、変化については、人員体制の整備、緊急一時宿泊事業の整備、緊急小口資金の貸付事業、さらには住居地のない要保護者の相談を受けた現在地の実施機関での生活保護申請受理、被保護者の就労支援の実施等々の内容でございます。

私どもは、この3月25日の厚生労働省通知につきましては真摯に受けとめております。

最後に、今後増加傾向が考えられます生活保護につきましては、関係機関、また他方他施策の情報を得ながら、遅滞のない事務を進めてまいります。一市、豊明市だけの能力ではできかねない一時宿泊施設や外国人問題について、国・県によるさらなる次の一手が必要ではないかと、このように考えているところでございます。

終わります。

#### No.139 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

#### No.140 ○経済建設部長(三治金行君)

それでは、土砂採取の際の産廃不法投棄対策のご質問をいただきました。

初めに、これまでの経過についてであります。昨年の5月30日に関係4課にて、第1回の土砂採取規制の検討会を持ちました。

その席で、規制条例を設けること、それから再発防止を図ること、このようなことを決め、7月11日の検討会で東郷町の2条例、土砂採取の規制条例、それから土質等の規制条例を参考にいたして、条例の体系、罰則の有無など、条例の骨子を決めてまいりました。

7月18日の検討会におきまして、条例の素案について、関係各課の検討を要請いたしました。

10月8日の検討会では、再度検討を重ねまして、ここからまた施行規則についても、素案を関係各課に提示をいたしまして検討依頼をしております。

12月25日の検討会に、条例、施行規則の最終の確認を行いました。

今年に入りまして、1月19日に幹部会に諮り、3月に1カ月間、市民の意見をいただくためにパブリックコメントを行ないました。

4月23日に法規審査専門委員会、5月8日に法規審査会を経まして、5月11日に名古屋地方検察庁のほうに、条例と施行規則を協議、審査をお願いをいたしました。

今回の条例案につきましては、東郷町の規制条例を参考にさせていただきまして、条例案、施行規則案を策定させていただいております。

規制に係る埋め立て等の土質の基準や調査報告の義務、さらには対象面積など、より厳しい検討をしたため、条例の素案作成に時間がかかったということでございます。

また、各課の検討についても、市域全域でございますので、それらを合わせながら検討してきたということで、少し時間がかかったというふうに思っております。

今後につきましては、条例の運用に当たりましては、関係各課を通じて監視をしてまいりたいと、このように考えております。

終わります。

#### No.141 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.142 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、土砂の方から再質問をしたいと思いますが、今遅くなった原因、東郷町よりもより厳しい検討をしたから時間がかかったというふうに言われたかと思えます。

今、既に1年以上もたっていて、きっと9月に出てくるのだろうなというふうには思っておりますけれども、これについては、そもそも2004年に三好町がつくった、2006年に東郷町がつくった、だから豊明市に業者が流れてきていたところで問題が起こったということで、当時も大分指摘があったと思えます。

近隣で条例がつくられていたのに、豊明市ではつくっていなかったからこういうことが発生したのではないかということが指摘をされておりました。であるからこそ、答弁でもできるだけ早い時期にこれをつくりたいということをおっしゃっていたわけです。

年度をまたいだものですから、部長もお二人かわっていると思えます。2人ともかわられているのでちょっとお聞きをしにくい部分がありますけれども、全体にかかわることだと思えますので、こういう新しい条例をつくっていくときに、事件があって、そもそも遅いと言われて、参考にすべきものがあって、早くつくらなきゃいけない。

早いことが優先じゃないかなというふうに思うんですけれども、これで条例を設けることで抑止をしていきたいという、そういう意味を持った条例をつくるのに、これだけ時間がかかっている意味がないんじゃないかなというふうに少し思います。

いろいろ不測の事態というか、特別な事情があったのかなと思いましたが、より厳しい検討をしたから時間がかかったというのであれば、早くつくることを優先すれば、まずは大体同じようなものをつくる、それからまたより厳しい形に変えていくということも、また考えられたのではないかなというふうに思いますが、そういった意見はなかったのでしょうか。

丸写しをするのではなくて、独自の検討を加えたという姿勢についてはとてもいいことだとは思いますが、だから時間がかかったというのにはちょっと限度があると思います。もう程度問題。

より厳しいものが必要である。東郷町でも条例を設けてから抑止効果が存分に働いているというふうに聞いておりますが、それよりもなおかつ厳しいものをつくらなければならない、それを優先させてスピードが落ちたということは、どういう判断によったものだったのか、説明をいただきたいと思います。

#### No.143 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.144 ○経済建設部長(三治金行君)

特に参考にさせていただきました東郷町につきましては、2つの条例を持っております。

そういう中で、豊明市の場合は1つの条例にするということの中で、2つを見ながら各課の検討を依頼しております。

それと、市の全体の中を、2つの条例を1つにするということでございますので、より厳しいといえますか、精査をさせていただいた中で慎重な整備をさせていただいたということでございます。

それから、段階的というようなお話もありましたけれども、こういうことについては一度でより正しいものといえますか、より厳しいものを作成させていただいたということでございます。

終わります。

#### No.145 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.146 ○14番(榊原杏子議員)

一気に内容の厳しいものをつくるならつくるで結構ですけれども、だったら、それを早く進めていく必要があると思います。

なるべく早い時期にというふうに宣言をされたわけですので、なるべく早いを一番優先にすべきではないかと私は思うんですけれども、そういう考えはなかったのかどうかということをお答えいただきたいのと、それでそうこうしているうちに、この間に掘られたところという

のもあるわけですね。

もちろん掘られたところすべてにごみが埋められるわけではないのですが、ただ、事件が起これば、市民の方はやはり心配して見えています。「また掘っている、だいじょうぶか」という声は当然上がります。

その心配に対してどういうふうにとたえられる体制をとって、それで、なおかつ条例化を進めてきたのか。もしかして、この間に掘られたところに、もしごみが埋められるというようなことが起こってしまえば、それはもう取り返しがつかない信頼失墜なわけです。

そのリスクをはかりにかけても、どうしても東郷町よりも一段上のものをつくらなければならなかったのか、東郷町の内容では不足というふうに感じられたのかどうか、その辺の判断のところをお聞かせいただきたいのです。よろしく願いいたします。

あと、もともとの予定というか、検討会を立ち上げたところで、もともとはどのくらいの完成を目指していたのか。条例化が済むところまでを目指していたのかということがありましたら、お答えいただきたいと思います。

#### No.147 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.148 ○経済建設部長(三冶金行君)

抑止力というか、条例をつくるまでの間にというようなお話も少しありました。

それにつきましては、環境課のほうの監視員も、この後につきましては重視をさせていただいておりますし、私どもの土木課のほうも道路パトロールをやっております。こちらのほうもそういうものを重視させている。

さらに、農業委員会に関することの中で、私ども月に1回、現地のほうへ行くことがございます。そういう折には、そういうところもすべて監視をしながらやってきております。

そういうことの中で、現在についてはそういうことはないというふうに思っております。

それから、もともとの計画時期ということでございますけれども、私の知り得る中では、できるだけ早くというような考えを聞いております。

終わります。

#### No.149 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.150 ○14番(榊原杏子議員)

ですから、できるだけ早くという方針でやってきてこの時期になっているのは、ちょっとやはり遅いのではないかと思うんですけれども、遅いとは思われぬのでしょうかね。

重視をしていただいていた、パトロールもしていただいたとは思いますが、事件が起こったちょっと後に新聞に書いてありました担当者の言葉としては、やはり「調査にも入ったけれども、見抜けなかった。夜間などに運び入れて隠していたのではないか」というようなことを言っています。夜間にパトロールもなかなかできませんよね。

そうこうしているうちに、最初は被害者ですけれども、再発防止と言っている中で再発されてしまったら、もう本当に取り返しがつかないと思いませんか。

なぜその時期を犠牲にしてまで、2つのものを1つに、東郷町のほうでは掘るほうと埋めるほうと2つになっているので、これを1つにしようという考えはわかりますけれども、それとスピードとどちらが優先だったのですかということがお聞きしたいわけです。

その当時のことはなかなか部長もあれでしょうけれども、7月の段階で、一本化した素案というのはもう示されていたわけですよ。5月に立ち上げて、7月には2本のものを1本にするという作業についてはあらかじめできているわけです。

ここまでは大変いい進み具合じゃないかと思えますけれども、そこから3カ月、2カ月というふうに時期があいてきたのは、壇上でもお尋ねをしましたけれども、どういったことだったのか。

それから、ちょっと担当のほうでお聞きをしたら、罰則の関係もありまして、検察に見せに行くと、その結論はなかなか出してもらえない、よそ以上に時間がかかってしまったということもあったと思えますけれども、そういうことは次に、ほかの新しい条例をつくるのがこれからもあるでしょうから、ぜひ気をつけていただかなきゃいけないことだと思うんです。

いろいろな反省点は、今から思えば挙げればあると思えます。

例えば文言を一ついじるのにも、新しい文章をつくっているといういろいろ大変ですよ。字句の修正をかけるにも、いろいろ条例には決まりもありますし、そういうのに慣れていない人がつくと大変時間がかかるのではないかというふうに思いますが、検討会といって4課がかかわってやっていたわけですから、その辺は助け合って早く進めるということがどうしてできなかったのか。何か特別な事情があったのか、それともほかの仕事が忙しかったとか、そういうことでもあるのか。

これだけ時間がかかるというのは、あってはいけないというふうに認識をしていただきたいのですけれども、その辺はいかがですか、遅いとは思われませんか。

No.151 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.152 ○経済建設部長(三冶金行君)

時間的に、昨年5月ということの中では、時間がかかっているような感じはしますけれども、市の中で4課は詰めて行っております。

そういう中で、各課の専門的な分野の精査の中で進めておりますので、その点については一生懸命やってきているというふうに思っております。

それから、名古屋法務局のほうには5月に提出をさせていただいておりますけれども、それらの中身のことについてやり取りを現在も進めているということで、こちらのほうも非常に時間がかかっているというようなことをございます。

終わります。

No.153 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.154 ○14番(榊原杏子議員)

相手のあることは仕方がないですけれども、それにそれだけ時間がかかるということも最初から想定した上でスケジュールを立てて、スケジュールを立ててから、それに合わせて動いていくということが必要だったのではないかというふうに思います。

今後、ほかの条例化の際には、最初に目標の期限を定めるということをぜひ徹底していただきたい。

それから、途中で環境課から産業振興課に事務局が変わっているそうですけれども、これについては、最初から産業振興課のほうでやっておいたほうが楽だったのではないかというようなことはありますか、ありませんか。

4課で検討を加えたから遅くなったと言われるのであれば、それはもう何で4課でやる意味があったのかということなんです。

検討会をつくったのは、4課にまたいでも早くやるために検討会をつくっているのだと私は思いますので、これはここだけの問題ではない。プロジェクトチームですとか、いろいろなものを横割りというんですか、横のつながり、連携の中でやっていくということは、きっと組織を統合なり何なりしても必ずこれは発生してきますので、これで課をまたいだから遅くなるということを一々言われていけば、何にも進みません。

これから検討会なり何なりをつくって何かに対処するときに、課をまたいだからといって遅くならないようにするにはどうしたらいいですか。そういうことをまとめておいていただきたいんです。ほかの課ともきちんと共有していただきたいという今回の質問です。

できれば、全体のこととしてお答えをいただきたいのですが、よろしく申し上げます。

それから、条例化以外の対策ということについても少し尋ねました。

この間、掘られたところについては、よくチェックをしていただいたようですけれども、それで十分かと言えましょうね。

条例ができれば、またそれはそれでその後の運用のことを話されましたけれども、それができるまでの間の一時のことですので、きっとそういう条例ができればそういう件数は減ると思いますので、ちょっとチェックをまめにさせていただくということは、人員を臨時的に増やしてでもそういうことは対応できるのでしょうか。それとも、増やさなくてもできるのでしょうか、お願いします。

#### No.155 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.156 ○経済建設部長(三冶金行君)

1つ目の、最初に環境課が行っていて、その後変わったというようなご質問でございますけれども、当初につきましては産業廃棄物という規制の中で、環境課が中心に4課でやっておりました。

そういう中で、ある固まった時点におきましては、農地法に伴います農地転用等の許可、こういうものが非常に関連が多いというようなことの中で、産業振興課のほうでそれを引き継いだということでございます。

それから、4課になって遅くなったというようなお話でございますけれども、4課がそういうことをやることについては、各部門の専門分野がございます。都市計画でいいますと開発行為等々がございます。そういうのも含めまして各課の専門がございますので、そういう合わせた形の中でプロジェクトチームをつくったということでございます。

その中で、十分精査、検討をさせていただいているということでございます。

監視体制につきましては、先ほども申しましたけれども、この条例ができるまでについては、各課には十分お話をさせていただいております、監視を強めているということでございます。

終わります。

#### No.157 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.158 ○14番(榊原杏子議員)

条例でいずれ出てきますけれども、東郷町よりも厳しくされたという点について、素案の段階でということで結構ですので、どういったことを厳しくしたのか。

それに対する必要性、なぜそれを必要と感じたのかということ为先ほどもちょっと聞きましたけれども、答弁がなかったように思いますので、それについてお知らせください。

それから、何度も申し上げますけれども、全体の問題ですので、これはよく全体として認識をして、一つのことが遅いと、やはり定額給付金のときもそうですけれども、市職員全体が批判をされてしまいます。他人の分をカバーしてでも、全体として早く進めていくということが必要だだと思いますので、今回の反省は次に生かしていただきたいということを申し上げます。

答弁だけ、後でいただきたいと思います。

生活保護のほうに入っていきますけれども、相談件数については当市でも増えているようでありまして、件数が増えることは大方予測をされていたと思います。

予算においては、生活保護費を削減しているなどのこともありましたけれども、実際は増えるだろうということはきっと予測をしていたと思いますので、それに対する人員体制は、今の段階で十分なのかということ。

法の基準を満たしているということでは言われましたけれども、法の基準というのは大変古いものだというふうに私は聞いているのです。1951年に法律が制定されたときの基準から変わっていないというふうに認識しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

その基準を超えなくてもとても大変だと思うんです。当時よりも項目も増えていきますし、生活も多様化していきますし、事務量なり何なり、とても多くなっていると思うんですけれども、基準以内だと大丈夫ということなのでしょうか。

今後もまた増えていくと思いますけれども、1人当たりの件数というのも、基準を超えてしまうおそれというのはないのでしょうか、まずお伺いいたします。

No.159 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.160 ○健康福祉部長(濱島義和君)

法律が1951年かどうかと言われても、ちょっとこの場ではお答えをしかねる、ちょっと難しい部分がございますので、後ほど勉強したいと思います。

それで、現在の基準ですけれども、現在の基準は、豊明市の規模からいきますと3人あります。現在は4人ということで、そうした部分ではその基準はクリアしているということです。

それから、1人がもし増えた場合どうかということですが、現在のところは昨年よりもアップした相談件数ですが、現在のところは事務は支障はなく行っております。

終わります。

#### No.161 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

#### No.162 ○経済建設部長(三治金行君)

先ほど東郷町との違いの話がございましたので、ご答弁させていただきます。

まず、大きい違いにつきましては、先ほどから申しているように、2つの条例を豊明市の場合は1つにさせていただいた。

それから、面積でございますけれども、東郷町の方は1,000平米以上ということでございますけれども、豊明市の場合500平米というふうにさせていただいております。

それから、報告日の中の土質調査と、豊明市の場合はその利用区域から排出される場所についても、水質の検査を義務づけさせていただいております。

それから、措置命令を違反したことについては公表すると、東郷町のほうは公表できる規定になっております。このようなことで違いが出ております。

それから、今後につきましては、今回の条例制定につきましての内容、スケジュールなど、今後の進め方についてはこれを参考にさせていただく。反省するところがあれば、それを反省して進めさせていただくということで考えております。

終わります。

#### No.163 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.164 ○14番(榊原杏子議員)

生活保護の人員体制についてですけれども、これから多分まだ増えるという予測をしていると思うんですけれども、今までの生活保護の方たちと、やはり職を失った人たちの割合が多くなってきたということで、傾向が変わってきているわけですね。

そうすると、ケースワーカーの方は、就労支援とか、あらゆる施策に精通をしていなければならない。

先ほどから話題になっています補正予算の関係で、また国からいろいろ新しいものが示される、あるいは求めれば与えられるかもしれないメニューがたくさんあるということで、生

活保護をかけるときに、ほかの支援が全部使えるかどうかを調べてからなわけですから、それを全部知らなきゃいけないわけです。

県の実施する研修をやっているというふうにおっしゃいましたけれども、県だけではなくて、市のほうでもいろいろなメニューが次から次へくるわけです。そういったものをきちんとそれぞれが身につけて対応できる状態になっているか、それだけの時間的な余裕もあるかどうか。

人員については拡充しなさいと、3月の通知にも書いてあるわけですね。急増時にも、相談が増えたときにも臨機応変に適切な人員体制がとれるように、あらかじめ検討をしておいてほしいということも書いてあります。

あるいは、人員を増強することに対して、国庫補助の支援がある場合もあるということと、こういったものを利用しての人員増強ということは考える状況にあるのでしょうか、それとも必要がないということでしょうか。

それから、ケースワーカーの方々は、日々直面する課題が大変重いということを言われていますよね。あらゆる社会のひずみの部分にも直面して仕事をされていく。そうすると、また暴力やら暴言やらの被害に遭いやすいわけですし、非常にストレスのたまる仕事だというふうにも聞いています。

早め早めに人員体制を整えていかないと、あるとき、たくさん勉強していただいた方が現場に立てないような状態になってしまうと、大変影響があるわけです。

なので、ぜひともその人員体制の増強というのは、早め早めに手を打っていただきたいわけですが、これについてはいかががお考えでしょうか。

それから、住まいのない人への対応ということで、社協の貸付金ですが、もうよその事例では数十円しかない状態で窓口を訪れるとか、住まいがなくてというようなことが多々出てきておりますけれども、そういう状況が発生したときに、豊明市では対応できる状況になっているのでしょうか。

現在地で保護しなさいという通知も出されておりますので、これに対応しなきゃいけないわけですが、では即、その貸付制度というのが利用できるように今度変わったのでしょうか、そういうことをお聞かせいただきたいと思います。

#### No.165 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.166 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、ケースワーカー等々のスタッフのご心配をいただきましてありがとうございます。

ケースワーカーは私どものほうは3名、そして医療扶助を行う担当事務員が1名、そして査察指導員が1名、私4人と申し上げましたけれども、一応5人体制で現在はやっておりま

す。

それで、議員が先ほど申された、ケースワーカーは非常にストレスが多いという業務柄、ひずみがあるのではないか。また、早め早めの職員という部分もご提案いただきました。

私個人的には、いわゆる社会福祉資格を持ったケースワーカーが必要だということはかねがね私自身思っておりまして、企画部長にも以前から要望いたしているところでございます。

この件につきましても、そういった要望につきましては継続してまいりたいと、このように考えております。

それからもう一点、社協の融資が変わったかというご質問ですけれども、基本的には変わっておりませんが、いわゆる小口融資という貸付制度がプラスになりました。

そして、もし当日窓口に、いわゆる1,000円未満の所持金ということでお見えになりましたら、また当初から2万円の貸付金制度もございます。そうした部分を利用して手立てをしたいと思っております。

それから、先ほどの福祉法の制定ですけれども、間違いなく1951年、昭和26年制定の基準でございます。

終わります。

#### No.167 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

#### No.168 ○14番(榊原杏子議員)

古い法律に基づく基準ですので、それ以上に増強することは何も問題がないと思っておりますので、国の補助等も適切に使いながら、この人員体制の強化というのはいずれもしていただきたい。

それで、人事の方にも要望されているようですから、ぜひともここは要望にこたえていただくように、私からもお願いをしておきます。

人員に関しては、3月の通知の中で、就労支援の専門員という人を置くように努力してくださいというような観点も出てきています。

やはり今、職を失って働き口がないために生活困窮であるというケースが多いものですから、就労支援を適切に行っていくことがぜひとも求められるわけです。

こういったものは福祉のほうに置くのか、それとも労働行政のほうで見るのかわかりませんが、これこそ検討会でもつくってやっていただきたいようなものですが、こういった連携、それから就労支援専門員というものを置く考えがあるかどうかということをお

聞かせください。

それで、研修についても聞きましたけれども、勉強する時間はぜひとも確保していただきたいということをお願いしておきます。

住まいがない人に関して、貸付金はいいのですけれども、住まいがないものですから行く場所がないのですね。現在地での保護ということと言われてしまうと、当市の中で住まいのない人に対応していかなくちゃいけない。宿泊施設の確保ですとか、協議をというふうに答弁をされたかと思うんですけれども、現状ないわけですよ。そういった人には緊急的になり、どこへ行っていただいたらいいのか。

それから、通知の中で言われているのは、不動産関係団体とも連携をしてアパート等を斡旋するように、住居に関する情報を提供できるような仕組みをつくるように努めてほしいということも書いてありますが、こういったことの検討はどうなっていますでしょうか、お願いします。

#### No.169 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.170 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

就労支援専門員、これは仮称ですけれども、置く考えはないかということでございます。

現在のところ、その考えはございませんが、先ほども松山議員のご質問でお答えしました障害者のほうの自立支援協議会、こちらのメンバーの中にハローワークのトップの方が入っております。

そうした部分でコミュニケーションを図りながら、また議員もお手元にあろうかと思いますが、3月18日付の厚生労働省の課長通知の中にも、「ハローワークとの連携を密にしながら」という部分もございます。

そうした部分を考えまして、現在のところ、就労支援専門員を置く考えはございません。

それからもう一点、アパートの関係とか住居の関係でございますけれども、まず市内で現在ひとり住まい、昨日の前山議員のご質問にもありましたが、3万7,000円の住宅扶助の金額でございますけれども、ここの部分で、3万7,000円以下で入ることが可能なアパートも、大手不動産、名前は申し上げられませんが、そういった部分で実は17件ほど把握をいたしております。そして個人の部分もありますので、それがアパートの件。

それから、アパートにも入れない場合という、また、さらにご質問ですけれども、こうした場合は臨時的措置といたしまして、例えば境川をちょっと行った先に何とかランドというのがございますね。そういうところに例えば1晩とか2晩とか、ちょっと行っていただいてアパートを見つけるとか、そういう手立てを講ずることも必要ではないか。いわゆる弾力的に動くことも必要ではないかと考えているところでございます。

終わります。

No.171 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.172 ○14番(榊原杏子議員)

緊急的な利用を健康センターのほうでしていただくということも可能かとは思いますが、それは事前にお話しておかないと、多分そうたくさんはないでしょうけれども、きっと「市にここに行けと言われた」ということで、何も聞いていなくてあちらのほうを受け入れられるかどうかわかりませんので、お話くらいはしておいていただきたいというふうに思います。

それから、周知ですけれども、ホームページについては早束手配をされたということで、機敏に動かれて結構ですけれども、昨日の答弁で「広報までは考えない」というふうに言われたような気がしたんですけれども、広報を使って周知すると、何か不都合があるのでしょうか。

それから、ポスターに関しては、生活に困窮している人がインターネットを見るか、広報を見るかという、見る方もいるでしょうけれども、結構確率が低くなってくるといけないかというふうに思いますので、目につくところにメッセージを掲示しておくということがやはり必要になっていくのではないかと。

自殺対策ということで質問をしたこともありますけれども、社会からのメッセージというのがどこでどういうふうに届いていくかというのはやはりわからないものですから、あらゆる手段で「あなたの困窮を助けますよ」というメッセージを発していくことが大事じゃないかと思うんです。

ポスターは、例えば県がもしポスターをつくったとしたら、そういうものを貼っていただけるとは思いますが、

それから、相談というところで、また部署が違うかもしれませんが、生活相談のPRということならしていただけるのでしょうか。

もう命の存続ということに直接かかわってくるものですから、どんどん発信をしなければいけないと思うんです。そのことに対して、生活保護ということの特に出すのに抵抗があるようでしたら、ほかの手段でも構いませんので、「生活の困窮は自己責任ではありません」ということをきちんと届けていただきたいというふうに思いますので、これはお願いも含めて。

それから、水際作戦ということは考えていないということですが、支援者がついてくると話がスムーズに進むということもあります。

また今、そういう支援に乗り出す方も増えていまして、私の知り合いにも何人もいますけれども、やはり人がついていくと対応が違うということを、名古屋とか三河地区で支援活動をしている人たちはやはりおっしゃいます。

それは誤解に基づくものもあるとは思いますが…。

**No.173 ○議長(坂下勝保議員)**

発言の途中ですが、残り時間が3分となりました。

**No.174 ○14番(榊原杏子議員)**

そういう誤解が生じないように配慮をしていただきたいと思いますので、これをお願いしておきます。

通知までの期間が2週間、法律の中で原則14日以内ということですので、それは守られていると思いますけれども、「窮迫状態の人には速やかに」ということも法律の中に書いてあります。窮迫状態の人に速やかに出すとすれば、通知はどのくらいで出せる体制になっていますでしょうか。

それから、母子加算が全廃になったことを受けて、特に子どもの進学を断念するとか、そういう事態が発生するのはゆゆしき問題ですので、これについては、ほかの項目を使って、また補正の関係で出てくるかもしれませんけれども、できるだけそういうことのないように対象世帯に呼びかけてほしいと思うんですけれども、こういったことはいかがでしょうか。

この4月から法外扶助ということで要綱をまとめられています。

**No.175 ○議長(坂下勝保議員)**

残り時間がわずかです。

**No.176 ○14番(榊原杏子議員)**

今までの経験上、必要なものをまとめられたということで、これは余り例のないことですので、大変結構なことだと思いますけれども、この項目の中で、例えば芦屋市ですと高校入学準備金というものも項目に入っております。当市では入っておりません。

こうしたものを拡充していくという考えはあるでしょうか、お願いいたします。

**No.177 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

時間が迫っております。答弁は簡潔に願います。

濱島健康福祉部長。

No.178 ○健康福祉部長(濱島義和君)

まず、法外扶助の関係の要綱でございますけれども、この4月に作成したばかりで、もし不足の部分があるならば研究したいと、このように考えております。

それから、もし愛知県のポスターができたときは市で貼るかというご質問でございます。やぶさかではございません、対応したいと思っております。

終わります。

No.179 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

残り時間は 30 秒です。

榊原杏子議員。

No.180 ○14番(榊原杏子議員)

今後、臨時交付金を使った支援メニューもたくさんありますので、ぜひアンテナを高くしていただいて、漏れなく必要な援助が行なえるように手立てをしていただきたいと思います。

質問を終わります。

No.181 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、14番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後3時13分休憩

午後3時24分再開

No.182 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.183 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、「地域活性化 臨時交付金」の活用についてお尋ねいたします。

100年に一度の危機からの脱出、景気の底割れを防ぐとして、過去に例のない巨額予算、約15兆円が5月29日に成立いたしました。

その中には、選挙対策としか思えない露骨なばらまきや、「アニメの殿堂」とやゆされるメディア芸術総合センター、官公庁用のエコカーや地上デジタルテレビの購入など、またさらには、官僚の天下り先に約 4.3 兆円もの基金を積むなど、国民の理解を超える内容がありました。

経済対策の規模を大きくするため、急ごしらえで、査定が甘く、100 年に一度の無駄遣いに終わりかねない要素をはらむ内容でした。

新聞でほとんど触れられていませんが、この補正予算の中に自治体へのばらまき、「地域活性化 臨時交付金」があります。

臨時交付金のメニューは、経済危機対策と公共投資の2本立てで、予算総額は約2兆4,000 億円です。財政難に苦しむ自治体にとっては救いの手となり得ます。

本市の割当額は、経済危機対策交付金だけで約1億 8,600 万円が示されていますが、公共投資の交付金は自治体ごとに額が決められるのではなく、交付金に適した事業を申請することで、自治体負担の9割が交付金としていただける仕組みのようであります。

とはいっても、交付金につられてどちらでもいい工事に手をつけてはなりません。

補正予算の財源の7割、10 兆 8,000 億円は赤字国債を含む借金です。次世代の納税者も借金の返済義務を負わされるわけですし、きょうの新聞を読みますと、今回の大盤振る舞いが一つの理由になりまして、財政活性化を遅らせ、この先予定されている消費税増税にもはね返ってくるのが現実味を帯びてまいりました。

国のでたらめを自治体がまねることなく、事業は慎重に吟味し、無駄に消費することのないよう、しっかりと目的を持って生かしていただきたいものです。

降ってわいた臨時交付金をどのように事業を選び、どういった事業に使うのか、今後の予定についてご説明いただきたいと思います。

質問の2つ目、買い物が困難な高齢者への支援策について質問いたします。

昨年9月議会でも質問いたしました。ひまわりバスの見直しで、高齢者の買い物の問題に触れさせていただきました。

今回は、車の運転ができない、路線バス等の利便性が悪い、身近にあった八百屋さんやお肉屋さん、魚屋さんなど、スーパーマーケットが姿を消し、買い物が不便になったなど、食料品を始め、生活必需品の入手が極めて困難になってしまった人たちへの支援策と、商業活性化の両面から、移動販売、俗には「移動スーパーマーケット」と呼ばれているようすけれども、この実施を求めて質問をいたします。

現在、市内には9つのスーパーマーケットと数件のお肉や青果などの専門店があります。

地図をごらんいただきたいと思います。

これは、豊明市内の9つのスーパーマーケットを地図に落としました。

それで、普通、徒歩で歩くのにちょうどいい 300 メートルを半径にして、円を描きました。それが青いところです。ここの住宅に住んでいらっしゃる方は買い物が便利であると理解

していただいていいかと思えます。

そのもう一つの外の円、黄色い色を塗った住宅街ですけれども、それは 500 メートルです。荷物を持ってお年寄りが歩くには、かなり困難な距離ではなかろうかと思えます。

そして赤いところ、とてもたくさんありますけれども、この部分が買い物難民であろうと思われるところにお住みの方たちです。

住宅のところのみ塗りましたので、いかにたくさんの人たちがお買い物に困られるということがおわかりいただけたと思えます。

それで、その赤いところ、今申し上げました買い物難民地帯ですけれども、沓掛、勅使台、大久伝、阿野、間米、仙人塚、館、大根と、実にたくさんの住宅街がこの円から外れてまいます。

つえがわり、荷物を入れていすにもなる老人車を押すお年寄りや、疲れたのでしょうか、路肩で腰を下ろすお年寄りの姿を目にすることもしばしばであります。

きょうはひざが痛いとか、お天気が悪いとか、荷物を持って坂の上がり下りするのが大変とか、歩道がなくて危険であるなど、生活に不可欠な買い物が高齢者には大きな問題となってまいます。

豊明市は、平成 26 年度の高齢化率は 22%、75 歳以上の後期高齢者は 6,500 人が見込まれております。買い物支援は避けて通れない重要なテーマだと思えます。

さて、今回提案いたします移動販売は、小型トラックの荷台やワゴン車を改造してショーケースを並べるなどし、食品や雑貨を販売するものです。あらかじめコースと時間が設定されていて、住宅街の公園や民家の軒先で販売を行います。

すぐ近くの日進市では、スーパーのない住宅街に、行政の働きかけにより、金曜市を開催しております。毎週金曜日に市内の公園に八百屋さんや魚屋さん、パン屋さん、それから障害者の施設でつくられたお好み焼き屋さんが店を広げています。音楽で近所の人たちに来たことを知らせ、店開きとなります。

お客さんは固定化して、決して繁盛している、もうかるという商売とはいえないようすけれども、お年寄りとの会話を楽しみ、ボランティアの気分で頑張っていると話してくれました。

高齢者にとって、食料品や日用品の購入は死活問題でもあります。高齢社会に必要な買い物支援、本市の取り組みを期待し、質問をいたします。

次に、質問の3項目目、小学生へのヘルメットの補助を求めて質問をいたします。

2008 年6月1日、改正道路交通法が施行され、13 歳未満の自転車乗車時ヘルメット着用が義務化されました。

保護者への罰則規定はなく、努力義務ではありますが、子どもの命を自転車の事故から守るという目的から考えれば、無防備な自転車でのヘルメット着用は、自動車のシートベルト以上に必要なものと考えております。

豊明市は、以前より中学1年生にヘルメット購入の6割補助を行っていますが、我が子が

中学に入学したとき、この補助の申請をした覚えがなく、栄中学校ですが、我が校は自転車通学は禁止ですし、うちの子は部活は運動部でもなかったので、子どもは3年間一度もヘルメットをかぶることなく、ほこりがかぶっていました。

ヘルメットの要、不要に関係なく、学校から支給されたように記憶しており、補助の押し売り感も否めません。

愛知県警に問い合わせたところ、日進市は自転車教室の開催も多く、交通安全に積極的だと伺いました。

日進市は毎年、小学1年生と中学1年生の保護者に希望をとり、ヘルメット購入の8割補助をしていますが、このたびの法改正に伴い、9月補正で2年生から6年生も補助金対象にし、ヘルメット着用に対応されました。

館小学校の児童が自転車で通行中、車にはねられ、亡くなったことは皆さんの記憶に新しいことと思います。

危険性は中学生より小学生のほうが高いことは言うまでもありません。一部PTAでは、ヘルメット着用を呼びかける働きかけもあったと聞いておりますが、市としても、自転車事故から子どもを守るため、ヘルメットの補助のあり方を見直し、対象を13歳未満まで拡大するよう求めます。

質問の4項目目、保育園の少人数クラス編成(配置基準の見直し)を求めて質問いたします。

以前より、保育園から配置基準の見直しや、保育士の増員を求める声が上げられています。国が定める保育園の最低基準は、ゼロ歳児はおおむね3人に対し保育士1人以上、満1歳以上満3歳未満はおおむね6人に対し1人以上、年少児はおおむね20人に対し1人以上、年中、年長はおおむね30人に対し1人以上となっています。

基準は、今申し上げたとおり「おおむね」とされており、あくまでも最低基準であることから、市独自の配置基準を設け、手厚い保育をしているところもあります。

現場の保育士さんからは、子どもが変わってきていると聞きます。

手のかかる子が増え、特に年少児20人を1人で保育することは大変で、基準見直しの必要性を強く感じているそうです。

子どもの日々の成長に合わせてしてあげたいことはたくさんあるけれども、余裕がなく、1日事故なく過ごせばいいという保育にならざるを得ないという話も聞きました。

特に発達障害は、早期に発見し、適切な接し方をすることで社会性が育ち、学校生活への移行もスムーズになると言われていますが、グレーゾーンの子もたちも多く、今の体制では十分対応しきれっていません。

また、子育てに不安のある親、母子家庭や外国人世帯も増え、親育てやささまざまな保護者への対応も保育士に求められ、業務内容が増えてもう手いっぱいだという状態にあります。

青少年の事件やとじこもり、いじめ、不登校など、子どもたちが抱える問題はたくさんあり

ますが、始まりは乳幼児期にあるとも言われています。

社会の写し鏡と言われる子どもたち、社会の責任として、子どもやその家庭を育てていくことが必要ではないでしょうか。

学校教育においては、少人数学級、少人数授業、チームティーチングと、さまざまな職員増が図られ、基準に縛られておりません。

保育においても増員が不要なはずはなく、最も重要な乳幼児期の子育てにも市として力を入れるべきだと思い、質問いたしました。

当局のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.184 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

#### No.185 ○企画部長(宮田恒治君)

では、最初の質問の「地域活性化 臨時交付金」の活用について答弁していきます。

国の今回の補正予算は、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、積極的に経済危機対策に取り組むことができるよう、予算措置されたものです。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、経済危機対策に基づき、地方公共団体への配慮として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金が交付されるものです。

市では、これを有効かつ効果的に活用すべく、実施計画を策定してまいります。

経済危機対策臨時交付金については、市には約1億8,600万が交付される予定です。

対象事業については、現在のところ未定ですけれども、早急に決定していく予定であります。

事業メニューは、地球温暖化対策、少子高齢化への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じたきめ細かな事業の4つの柱を対象事業としています。

内閣府からは活用事例集も発表されておりますので、これらを参考にしながら、市にとって適切な事業を選定してまいりたいと考えております。

この臨時交付金は、活用できる範囲が非常に広いことから、対象事業については、現在各課からの提案を受けて選定作業を進めています。

もう一点の地域活性化・公共投資臨時交付金ですが、これについても注目をしているところであります。

この公共投資臨時交付金の制度の詳細な通知がまだされてきておりませんので、地域の公共投資を円滑に実施することができるようにするための交付金でありますので、この

ことも踏まえまして、積極的に活用していく方針であります。

以上で答弁を終わります。

No.186 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.187 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

健康福祉部に2点ご質問が寄せられましたので、順次お答えをいたします。

まず1点目、買い物が困難な高齢者への対策についてでございます。

第4期豊明市高齢者福祉計画の推計値のとおり、今後、高齢者人口が年々増加傾向にありまして、この部分につきましては、ご質問のとおり、買い物が困難になる高齢者も増加するかと考えられます。

現状は、家事援助の有償の民間サービスや、業者の宅配サービスも存在しておりますが、まだ十分活用されていない状況でもございます。

今後は、高齢者にとって生活に必要な買い物等の需要が増えると思われるため、民間サービス等の社会資源の活用を図れるように、地域包括支援センターの相談窓口での情報提供に力を入れていきたいと考えているところでございます。

次に、4項目目の保育園の少人数クラス編成を求めるという質問でございます。

子育てで最も重要な時期は幼児期であります。豊明市におきましても、年齢に応じた保育士数を考慮し、配置いたしております。

子どもたちの育ちの低年齢化や、発達障害の子どもが増加、発達障害のような行動を見せる、いわゆるグレーゾーンと申しますか、その子どもの増加は、本市だけではなく全国的な傾向にありまして、手厚い保育が求められていることは議員がご指摘のとおりでございます。

保育士数につきましては、議員も壇上でおっしゃられましたとおり、児童福祉施設最低基準という基準がございまして、壇上での数字のとおりでございます。

それに対しまして豊明市はどうかということですが、豊明市については乳児が3対1以上、3歳未満児は国は6対1ですが、豊明市は5対1、3歳児は国と同じく20対1、年長児につきましては30対1の基準で職員配置を行っております。

保育に支障を来さないように人を配置し、正規の保育士で不足の保育園につきましては、臨時職員での対応で人事配置を行っております。

終わります。

No.188 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.189 ○市民部長(平野 隆君)

小学生のヘルメットの補助を求めるといことで、ご質問にお答えいたします。

現在ご承知のように、ヘルメットの購入費補助につきましては、市内の中学校が行うヘルメット購入事業であって、新中学1年生を対象に補助をしております。

補助額は約 35 万弱でありますけれども、ヘルメット1個の単価は 900 円という積算の中で補助をしているわけです。

このヘルメットにつきましては、先ほど日進市の事例を言われましたので、ちょっと日進市のほうにもお聞きしました。

日進市のほうは、うちのほうと同じPTAの全国協の推薦商品のほかに、安全協会の賠償責任保険付ということで、価格が平均でいいますと 1,600 円だそうです。

また、日進市におけるヘルメット補助は、1年生において申し込み数が少なく、昨年度交法の改正に伴い、2年から6年までを補助対象としました。

けれども、結果的には余り希望者がなかったと聞いております。その理由はといいますと、中学生と同様の仕様にしたためということをお聞きしております。

そしてまた、21 年度にあつては、小学校新1年生のみの対象に戻したということをお聞きしております。

ついでに、参考までに近隣の市町をちょっとお聞きしました。

参考までに、東郷町は補助等は行っておりません。長久手町も行っておりません。それから大府市についても行っていなくて、すべてこの近隣においては補助はしていないけれども、交通安全教室の開催で指導を行って、そこに重点を置いているということでありまして、かつ保護者からはヘルメット補助の要求もないという現状だそうです。

このような状況ではありますけれども、議員が壇上で申されたように、市内の一部の小学校では、PTA、保護者が中心となり、新1年生に対しての斡旋、あるいは全校生徒に対する斡旋ということをお聞きしております。

市としては、その保護者の努力義務を受けての取り組みとして、このPTAの斡旋活動については大いに注目しております。

それで、最終的に 13 歳未満の補助を広げてということですが、市のほうの今の歳出削減という一つの改革等々がございまして、その中に補助金の見直しが必要な時期であることの中で、13 歳未満までの対象の拡大ということは今ちょっと無理があるというふうにお聞きしております。

なお、交通安全教室の開催、あるいはホームページ等を利用しての自転車乗車時におけるヘルメットの着用については、積極的に呼びかけていきたいと思っております。

終わります。

No.190 ○議長(坂下勝保議員)

三治経済建設部長。

No.191 ○経済建設部長(三冶金行君)

買い物困難な高齢者への対策についての中、移動販売実施提案ということについてお答えさせていただきます。

高齢者人口につきましては、全国的にも、先ほど議員もお話ございましたように、豊明市も年々増加の傾向でございます。

こうした中、住んでいるところに買い物をするところがない、生活ができない、引っ越ししなければならない人々、こういうようなことが「買い物難民」というようなことで言われておりますけれども、現状では宅配というサービスでやっているようなことを聞いております。

議員もご提案の移動スーパーマーケットにつきましても行われているということも聞いております。

移動マーケットにつきましては、利益や方法、場所など、サービスを行う側、またサービスを受ける側も課題があるというふうに思っております。

一度勉強させていただきたいというふうに思っております。

終わります。

No.192 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.193 ○15番(山盛左千江議員)

まず、ヘルメットの再質問からさせていただきたいと思えます。

日進市は、補助を実際に見ようと思ったら少なかったということですが、19年度は小学校1年生の希望が56%、中学校が91%。平成20年度の小学校1年生の希望は61%と、結構希望はあるのですけれども、今言われたようにヘルメットが格好よくないんですよね。なので、それを見ると「えっ、こんなの嫌だ」ということで、多分申し込みがなかったのだらうというふうに思います。

PTAの斡旋というふうに今言われましたけれども、どういうものであれば希望されるのか、その辺をよく保護者の方にアンケートというか、調査されて、できればヘルメット着用を勧めたいわけですから、買っていただけそうなものを選んで斡旋するなり、たくさんまとめることで安くなりますので、そういった方法をとっていただければというふうにまず思います。

ただ、それで今財源の問題を言われるものですから、今回の臨時交付金の中の項目

で、安全・安心というのが4本柱の中の1つに入っていたわけですから、このヘルメット購入も当然交付金の対象になるかと思えます。

もしなれば、今年1年で結構ですけれども、13歳以下に希望者をとって補助するということは可能なのかどうかお願いいたします。

**No.194 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

平野市民部長。

**No.195 ○市民部長(平野 隆君)**

今言われましたように、PTAの保護者の活動を見守る、注視していきたいという中で、市としてもヘルメットの着用はお願いしたいものです。

ですので、一度学校、それからPTAの連協等々にちょっとお力を借りて、どのようなタイプ、今までも保有をしているかどうか、お子さんの安全のためにヘルメットを保有しているかどうか。していない方は、じゃヘルメットを今後購入する予定があるかどうか、購入するとしたらどういうヘルメットを。

例えば補助絡みをちらつかせるというようなアンケートには、最初の段階ではそうじゃなくて、親としての努力義務の中でどういう考えを持っているのかということを中心としたアンケート。

それを今言うように、日進市の例のように希望者は多いという結果が返ってくれば、また次のステップで、ではどういうタイプのもの。

例えば今中学生のヘルメット、Pの推奨品のものでも、それでもいいですよということがだんだん段階を追って購入の希望が高まってくるということであれば、そのP全体で同じ、校章が多分入るでしょうから、補助を前提とすると当然校章をつけていただくということになりますけれども、そこまでいかずに、ちょっとそこら辺の親の努力義務としての調査については、これはちょっと早急にPを通じてお願いして、ぜひやっていきたいというふうに思っております。

それから、臨時交付金については、これは単発の事業ということもあります。

例えば、全小学校に仮に配布できたとしても、次の年からやめるなんてことはできませんので、今、庁内で調整中の要望には所管のほうから一応上げてございます。

あと精査はされると思いますが、よろしく申し上げます。

以上です。

**No.196 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.197 ○15番(山盛左千江議員)**

今の中学校1年生へのヘルメット購入補助は、何か見直しはされていくのでしょうか。  
聞き漏らしていたのだったらごめんなさい、お願いします。

**No.198 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
平野市民部長。

**No.199 ○市民部長(平野 隆君)**

ぜひ残したいと思います。継続していきます。

**No.200 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.201 ○15番(山盛左千江議員)**

すみません、今までのまま残されるのですか。  
だから、さっき言いましたように、希望をとる、とらないにかかわらず、全員にばっと配布されてしまって、使っていないのですけれども、そのままなんですか。  
ごめんなさい、そこをもう一度お願いいたします。

**No.202 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。  
平野市民部長。

**No.203 ○市民部長(平野 隆君)**

今の形態で、うちとしては、さっきも言いましたその要綱そのものは、各中学校が行うヘルメット購入事業に対して補助金を出していきますよ。ただし、対象は1年生ですよという要綱ですので、もし平たく要綱を変えるとすれば、その前段に小中学校の「小」の字を入れるかどうかということになりますけれども、あとは「交通安全のため」、「安全のため」という文言をつける。

目的の一部をちょっと変えることは将来あるかもしれませんが、現段階では今の要綱でもいけるのかなという気がしております。

その学校で使う購入ヘルメット事業ということは、今歩いて通う人には何にも成果がない、ほこりまるけになってほかるだけだということですが、恐らく学校のほうとしては、2年生になって部活を始める方がおられるかもしれないし、通学あるいは部活で加入をされる方もおられるだろうということで、学校の判断、あるいはヘルメットの使用も学校の依頼に基づいて補助を交付しているという状況であります。

終わります。

#### No.204 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.205 ○15番(山盛左千江議員)

学校のほうの防災安全課への補助の件数がちょっと問題のような感じがいたしますが、中学校1年生になったときに、保護者に希望をとって、本当に必要な件数だけを希望されれば多分数は余ってきて、その分を小学生に回せるのではないかというふうに考えているわけですが、希望をきちっととっていただけるかどうかだけ、ご答弁をお願いいたします。

#### No.206 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.207 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ヘルメットの購入につきましては、今までも自転車に乗らないという方、徒歩だけという方については、斡旋をしていないというふうに聞いております。

ただこれは、全部の学校にお聞きをしたわけではありませんので、一度その辺の内容をよく調査をしてみないとわかりませんので、お答えはまた調査した上で考慮していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

#### No.208 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.209 ○15番(山盛左千江議員)

私の子どもが中学生になったときはもう随分前ですので、もし違っていたら申しわけありませんが、しっかり確認をしていただいて、希望者に補助をしていただくように改めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

次、買い物難民ですけれども、今答弁で、地域包括支援センターの相談窓口で民間サービス業者の紹介をするというような答弁があったかと思えますけれども、食生活というのはプライバシーにかかわる部分が多いものですから、なかなか他人に入っていただくことにまだ抵抗感を持っていらっしゃる方も多いかと思えますし、民間の宅配は結構高いものですから、それで、今答弁で言われたとおり、余り利用が進んでいないということです。

そこまでわかっていらっしゃるって、支援センターで紹介するということになると、今の買い物難民というのは救済されるのでしょうか。されると思って言っているのか、とりあえず言われたのか、ちょっとよくわからないものですから、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

それで、実は介護保険サービスの利用者の買い物支援の利用状況を調べさせていただきました。

要支援、要介護にならない予防の人たちですけれども、要支援の方は買い物支援がほぼ100%ケアプランに入っております。

要介護の方、生活支援だけでなく身体介護も含めて利用できるわけですが、そういう方で買い物支援が52%、これは社会福祉協議会に確認したわけですが、そういった数字だというふうにお伺いいたしました。

この状況を見て、一般の高齢者だけではなく、介護保険を利用されている方々がいかに買い物で困っていらっしゃるかということが、その数字から私は明らかになっていると思うんですけれども、もう一度お伺いいたします。

買い物支援の必要性をどのくらいお感じでしょうか。

#### No.210 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

#### No.211 ○健康福祉部長(濱島義和君)

私が申し上げましたのは、地域包括支援センターに業者云々という部分ですけれども、基本的には以前「ひだまり」という冊子、機関紙、「ひだまり」というのは、在宅介護支援センターが発行している機関紙でございますけれども、そこに6業者、NPO法人を含めて、

シルバーさんとか、そうした部分のPRという意味で申し上げました。

もし例えば宅配業者から依頼があれば、それにはまたサブでリストアップをするというつもりでご答弁を申し上げました。

それから要支援、今議員は100%と52%、社協のヘルパーさんの数字というふうにおっしゃられましたが、いわゆる介護認定がついている方は、こうしていわゆる買い物サービス、ヘルプサービスで対応できますが、問題はその前のグレーゾーンと申しますか、いわゆる専門用語で申しわけございませんが、「特定高齢者」の部分でございます。

こういった方が、まだ介護認定を受けていませんが、いわゆるお足がちょっとという部分の方々が、やはり一番キーポイントではないかというふうに考えております。

したがって、そうした部分、いわゆる高齢者のワンストップサービスのための包括支援センターでございますので、PRは遅滞なく行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

終わります。

#### No.212 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.213 ○15番(山盛左千江議員)

もちろん特定高齢者の問題、その方たちのほうが多くて、介護認定を受けていらっしゃる方は1割強なわけですから、当然そうなんですけれども、介護保険サービスでヘルパーさんに買い物援助、買い物代行をしてもらおうと時給約3,000円なんですよ。

3,000円のヘルパーさんにお買い物を代行させていていいのかなと思うわけですから、一般高齢者の方はもちろんです。介護保険を利用されている方も含めて、買い物でとても困っていらっしゃる方が多いということ認識していただきたいわけです。

それで、今のシルバーさんとか、NPOさんとかを紹介されて、その買い物難民問題、あるいは昨日も介護保険の問題で、介護保険利用料の値上がりがありまして、ヘルパーの利用回数を減らすケースがあるというような質問がありましたよね。

そうすると、本当はお買い物支援というのは、ちゃんと資格を持ったヘルパーさんがやるのではなく、そういったヘルパーさんは本当に介護の資格にふさわしい、料金にふさわしいサービスに十分当たっていただいて、お買い物はほかの、例えば今回提案させていただいている移動販売のようなものを使っただけであれば一番いいのかなと思っているわけです。

それで、担当がお考えの今の紹介で問題解決していくのでしょうか。

移動販売は不要だというふうにお考えなののでしょうか。それとも、そのほかにもまたいい

案がもしおありでしたら、ご紹介いただけるとありがたいです。

**No.214 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

**No.215 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

決して移動販売がだめだということは一切考えておりません。

いわゆるいろいろな選択肢がありまして、その中から高齢者の方が選択できるような、そういう手立てが一番ベターではないかと考えております。

終わります。

**No.216 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.217 ○15番(山盛左千江議員)**

時給 3,000 円相当のヘルパーさんに買い物代行していただいているということについては、もったいないと思いませんか。

お願いします。

**No.218 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

**No.219 ○健康福祉部長(濱島義和君)**

もったいないと思えます。

終わります。

**No.220 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.221 ○15番(山盛左千江議員)

では、産業振興課のほうにお伺いいたしますけれども、移動販売については、利益、方法、時間など、それから何かサービスを行う側と受ける側に問題があるというふうに言われたのですけれども、どういう問題なのか、お願いいたします。

No.222 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.223 ○経済建設部長(三治金行君)

まず、場所的なものもどこにするかという問題もありますし、それから方法、やり方自体もどういうやり方があるか。

例えば、先ほど議員も申されたように、いろいろな方々がある場所に行って、そこでこういう販売をするというようなやり方自体も、なかなかいろいろな考え方、方法が錯誤しているのではないかというふうに思っております。

それから受ける側、それからサービスを行う側というのは、やはり利益等、こういうこともいろいろ考えられるケースもありますので、そういうものも含めながら、課題はあるというふうに考えております。

終わります。

No.224 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.225 ○15番(山盛左千江議員)

もちろん私が申し上げましたとおりに、そんなにもうかる商売ではありません。ありませんけれども、今のやり取りを聞いていて、あつたらいいなと思われませんか。そのために何か動いてみようという気持ちにはなりませんか。

場所というのは、日進市は市の公園をそういった業者に、その曜日のその時間に使ってもよろしいというふうに許可を出すのです。それだけです。

方法といっても、車で来るだけなので、そんな方法はいろいろ今から考えなくても、近隣市町の方法をまず採用されればいいのじゃないですか。

日進市のその担当の課は、すみません、静かにしてください。その地元のお店屋さん、

八百屋さんとかお魚屋さん「こういうふうにやりたいので、これから移動販売をしたいので協力していただけませんか」というふうに働きかけられたわけです。

それで、それに応じて車を出してというふうに成立していったわけですが、問題があるというって何もしなかったら解決はしないわけです。

今後、ますます買い物難民、困難者は増加するだろうというふうに高齢者福祉課は言っているし、必要だというふうにも感じているわけですから、じゃ何ができますか、何をしましょうというのが今回の質問なわけです。

できない理由を言うのではなくて、何かできることを探っていただきたいと思うのですけれども、いかがですか、もう一度お願いいたします。

#### No.226 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.227 ○経済建設部長(三冶金行君)

日進市等の事例もいただきましたので、そちらのほうを調査しながら、勉強させていただきたいと思っております。

終わります。

#### No.228 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.229 ○15番(山盛左千江議員)

まずは商工会とか発展会とか、地元のお店屋さんも今不景気でどんどん店じまいということになっているわけですから、うまくいけば、そういったところが共同して経営していけば、活路が見いだせるのではないかというふうにも考えておりますので、前向きにぜひ研究していただきたいと思います。

きょうに、明日にということではないですが、今後必ず必要になってくる問題ですので、進めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

次、保育園の職員の補充の件ですが、担当としても手厚い保育が求められているということの認識はお持ちのようでした。

結局のところ、保育園の増員は希望するとか、必要なか必要じゃないか、現状をお話しただけなので、どうするのかというのがちょっと答弁の中から私は読み取

れなかったので、お願いいたします。

**No.230 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.231 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

現状でまいりたいと思います。

その理由につきましては、基準を緩和すればというご提案ですけれども、そうしますと保育園の定員数をマイナスしなければなりません。もちろん増築できればそれにこしたことはないのですが、それもできないとなれば、そうしますと保育園の定員数がマイナスになる。

6月1日現在、定員が1,160人、そのうち入所者数が1,030人、約88%の定員でございます。

そうした部分が、職員を増員することによって教室を増やさなければならない。そういうこととなりますと定員数がマイナスになるということで、総体的に考えて、私どもは現在の定数でまいりたいと、このように考えております。

終わります。

**No.232 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.233 ○15番(山盛左千江議員)**

少人数クラス、学校でいう定員を30人にしたり、35人にして、教室を増やすということではない方法もある。ティームティーチングみたいに1人増やすという方法もあるのですが、それだったらいいのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

他市の例を申し上げますと、3歳児クラスが18人以上になったときには、4月から9月までの6カ月間、要するに子どもがまだ保育に慣れていない時期、そういったときは毎日3時間加配をつけるとか、そういうことをやっているところもあるのですが、今私がお紹介したようなものだったら教室の数には影響しませんが、いかがですか。

**No.234 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.235 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

加配保育士だと思います。

現在、加配はご案内のとおり、障害者加配というのをつけております。

私どものほうは、現在の定数からまいりますと、いわゆる正規職員は 53 名不足でございます。その不足部分は、現況臨時職員で対応しているのが現実でございます。

さらに、臨時職員につきましては、ゼロ歳児保育の看護師、早朝延長保育士、遅番対応保育士、さらには休憩対応保育士、そして調理の補助を含めると 146 名の臨時職員がおみえになるわけでございます。

それに対して、正規職員は 94 名でございます。

こうした比率を少しでも改善したいというふうに考えております。したがって、いわゆる基準を変える前に、もう少しこのあたりの比率を頑張りたいと、正規職員の数字を多くしたいと、このように考えているところでございます。

終わります。

**No.236 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.237 ○15番(山盛左千江議員)**

クラスを持っていらっしゃる正職と臨時職員の比率は、正が 53、臨が 39、57.6%しかクラス持ちの正規職員がおりません。

というのは、本当に異常なことだというふうに思いますけれども、では今、正規職員を増やせるのですか。

今、だんだん職員を削減しなくてはいけないという大きな命題が与えられている中で、一番できないことをやろうと思うのではなくて、その中でより質の高い、安心して、よい保育ができるように考えていくしかないんじゃないですか。

企画部長にお伺いいたしますが、今の臨時職員を減らして正職のクラス持ちを増やすという、それは可能ですか、お願いします。

**No.238 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.239 ○企画部長(宮田恒治君)

どこまでサービスを上げるかということによっては、職員数の増加とともに、人、物、金が必要になってきます。

このことについては、市の財政状況を加味しながら検討しなければならない部分だと思います。

しかし、絶対職員でなければならないというサービスではない部分については、当然職員以外の担い手を使いながら、うまくサービスの向上に努めていくべきだと思います。

答弁を終わります。

No.240 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.241 ○15番(山盛左千江議員)

という今の答弁でありました。

ですので、私もここであえて正職を増やしてくださいということには触れませんでした。臨時職員でも構いません。

いくら比率が変わっても、加配でも、今の保育の現状は大変だとおっしゃいましたよね。親の対応もあるし、グレーゾーンの子もいるし、手厚い保育が求められているけれども、できていないという現状なのですから、臨時職員でもいたし方ないので、ここを補充してやっていったらどうなんですか。

基準を、クラスを見直すというところまでいかななくても、現状が少しでもよくなるための努力をしていただけないかというふうに思います。

それともう一つ、これは財政のほうにもお願いしたいわけですが、延長保育、それから児童クラブの有料化ということ。それから、今年からは調理業務の民営化ということで、もう保育のほうは大変努力をしてくれていると思います。

今申し上げましたように、臨時職員がとても多い。こういうような状況で努力しているので、この努力がすべて市全体の一般会計にというか、財政に吸収されてしまって、課が頑張っても、それが自分のところに返ってこない。それでは、新しいことに取り組もうという意欲がなかなかかわかないと思うんです。

そこで、頑張ったら頑張っただけ、すべてとは言いませんが、ある一定割合をその課が自由に使えるような、そういう財政運営の仕方をすれば、今の部長の答弁も少しは努力してみようという可能性が見えてくるのではないかというふうに思うんですけれども、お願い

できますでしょうか。

No.242 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.243 ○総務部長(山本末富君)

ただいまのご質問でございますけれども、歳入が伸びない中、前年よりは恐らく歳入が下回る中でありますので、歳出は当然それに比例してマイナスをしないといけないという状況でございます。

各課の中では、当然スクラップ・アンド・ビルドという方式でお願いしておりますので、一方でビルドがあるなら、当然スクラップも必要。課の中でできない部分は部の中でお願いをしております。

ですから、基本的に部の中で前年よりも下回る中でいろいろやりくり、めり張り、それから優先順位、そういったものをつけていただいて予算編成をしておりますので、例えば部の中でマイナスがたくさん出てくれば、当然新規事業がその減った分のできるような余裕が生まれるというふうに思います。

以上でございます。

No.244 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.245 ○15番(山盛左千江議員)

ということであるならば、健康福祉部の中で努力をするということになるのですが、残念ながら、少子高齢化対策というのはこれからお金が必要になる一方です。ということで、それができないところも当然あるわけですね。

逆に、例えば公共投資部分、土木関係のところは減らしているけれども、どんどん必要になっていくわけではないので、その辺のバランスということもあります。何が何でも部の中で全部調整しろと言われると、多分無理になると思います。

そういうことだけでも、本当に受益者負担とかいろいろな意味で苦勞していらっしゃる方には、それ相当の配慮をしていただかないと、今の保育の質の向上というのは望めませんので、ぜひお願いをしたいと思います。

健康福祉部の部長については、ぜひそういう点で全体のバランスを見ながら、要求をし

ていつていただきたいというふうをお願いをしておきます。

他市はいろいろ努力していますので、研究をして続けていただきたいと思います。

最後の質問になります。

「地域活性化 臨時交付金」の件ですけれども、この中で、経済危機対策の部分については金額ももうはつきりしておりますし、昨日でもう各課からの申し込みは締め切ったというふうに聞いております。

事業の希望が出ている総額と件数、それから予算化、補正予算までのスケジュールはどんなふうになっていくのか、お願いいたします。

#### No.246 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

#### No.247 ○企画部長(宮田恒治君)

経済危機対策の事業に当てる事業費は、総額で大体7億前後になる見込みですが、まだこれから精査していきますので、この事業すべてというわけではございません。

それから、スケジュールにつきましては、市のほうがこの事業を選択していきます。そして県のほうには6月19日までに報告を上げなければなりません。県は国へ6月30日までに報告を上げるスケジュールになっております。

それに基づきまして、市も補正予算でこうした事業の補正対応をしていく考えであります。

以上で終わります。

#### No.248 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.249 ○15番(山盛左千江議員)

7億もの事業が出てきたわけですけれども、どのように選択していかれるのでしょうか、お考えをお願いいたします。

#### No.250 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.251 ○企画部長(宮田恒治君)

国の経済危機臨時交付金の交付要綱にありますように、4つの柱があります。  
1つは環境、子育て等のそういった関係を中心に選定していく形になっていきます。  
さらに、社会情勢や市の事業の緊急性等も考慮しながら、事業選択をしていきます。  
以上で終わります。

No.252 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

No.253 ○15番(山盛左千江議員)

4つの柱はその他も入っているものですから、結局何でもできるということで7億も上がってきたと思うんですけども、社会情勢、緊急性というところからいきますと、昨日、きょう、たくさん質問が出ておりますけれども、生活困窮者であるとか、雇用の問題とか、そういったことが社会情勢で優先されるものではないかと思いますが、その考えでよろしいでしょうか。

それから、市にとって緊急性のある事業というのは、どんなものをイメージしていらっしゃるか、お願いします。

No.254 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。  
宮田企画部長。

No.255 ○企画部長(宮田恒治君)

国の4つの柱のうち、4点目がその他という柱になっておりますが、これについてはほとんど市の事業が該当してくるのだらうと思っております。

それから、緊急性を要する事業というのは、ここ1年以内で市がいずれ行っていかなければならないような事業を、まず優先的に採択していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.256 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.257 ○15番(山盛左千江議員)**

社会情勢という部分の答弁がなかったので、そのことについてお聞かせいただきたいと思いをします。

教育負担への支援ということで、文科省のほうから案というか、予算の概要が出ておりますけれども、この中に高校生の就学援助や学生に対する奨励金というのが入っております。

昨日だったか、答弁の中で、県のほうからこれから説明があるということだったですよ。

ということになりますと、県の締め切りは19日、市の締め切りはもう済んだ、詳細はこれから出てくるということになりますと、この臨時交付金を使えるメニューを市の中で1億8,900万円に絞ったところで、まだこれから説明が出てきて事業を変えたりとか、そういうことが発生してくる可能性がすごく高いというふうに思うんですけれども、そういうことに対してきちっと対応していただけるのでしょうか、お願いします。

**No.258 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

宮田企画部長。

**No.259 ○企画部長(宮田恒治君)**

きょうの質問でもありました高校生の就学援助につきましては、これは愛知県が基金を積んでいきまして、その基金を使用しながら援助していくという制度でありますので、市の今回の経済危機対策の事業からは外れております。

以上で終わります。

**No.260 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.261 ○15番(山盛左千江議員)**

社会情勢の部分がなかなか答弁がいただけないので、お願いいたします。

先ほどの答弁、そういうことですか、臨時交付金ではなく別メニューで出すということでしょうか。臨時交付金のように聞いたものですから、確認したいと思いをします。臨時交付金の

対象ではないですか。

それから、まだまだ不確定な部分があるものですから、その件については…。

**No.262 ○議長(坂下勝保議員)**

発言時間が残り3分でありますので、ご注意願います。

**No.263 ○15番(山盛左千江議員)**

差しかえたりすることができるのかどうか、県にきちっと確認していらっしゃるか、お願いしたいと思います。

それから児童クラブ、お父さんとは限りませんが、世帯主の収入が激減して、妻が働きに出なくちゃいけないということで、児童クラブへの申し込みが今後ますます増えるのではないかと心配されますけれども、臨時交付金の中でそういったメニューもありますが、それも含まれているのでしょうか。

社会情勢とか緊急性の中にそれも含まれているかどうか、確認させてください。

それから、公共投資の臨時交付金ですけれども、まだ不透明なところがあるということですが、実は各省庁が出している補正予算のメニューの中で、公共工事のものに市が取り組めば、その裏負担というか、その財源を交付金でみるというふうに、国に確認したら教えてくれました。

市の担当のほうは、情報が県からきていないのでよくわからないということだったのですけれども、国に聞けばその辺の説明はしっかりしてくれるわけです。

その情報の入手の仕方が遅いように思いますけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

**No.264 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

宮田企画部長。

**No.265 ○企画部長(宮田恒治君)**

もう一つの活性化の公共投資臨時交付金、昨日も県のほうにこの制度の概要とか今後のスケジュールを聞いておりましたけれども、県からはまだ不明だという返答でございました。

それから、もう一点の社会情勢については何だということでもありますけれども、これはもう社会情勢全体を考えていきますので、特にこの分野だということはございません。

答弁を終わります。

No.266 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

残り時間1分です。

山盛左千江議員。

No.267 ○15番(山盛左千江議員)

社会情勢というのは、当然、生活保護とかそれに準ずる人たちのことではないかというふうに一般的な人は思うので、ぜひそれで進めていただきたいと思います。

児童クラブについては、今答えがありませんでしたので、答弁をいただきたいと思います。

それから、公共投資の臨時交付金ですけれども、県からはまだ不明だということですから、国に直接聞いてみたらどうなんですかと言っているのです。国に聞いたら教えてくれたので、私が聞いて教えてくれたくらいですから、情報は取りにいてほしいということをお願いいたします。

20年の補正予算で緊急雇用対策が出てまいりました。そのときでも、うちは全部使い切らなかったですね。ふるさと創生の部分については特にですが。

情報が遅い、動きが遅いということで、いただけるものもいただけない、使い切れないということが起こるものですから、動きが遅いということを言いたかったのです。

愛知県では、もう既にこの交付金の補正予算が6月に上げられているわけです。うちはとても間に合わない、これはどういうことなのかというふうに思います。

今後の努力を期待しておきます。

No.268 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で日程1を終わります。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、決議案第1号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.269 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明を願います。

No.270 ○18番(堀田勝司議員)

議長のご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました決議案第1号の提案説明を申し上げます。

豊明市議会会議規則第14条の規定に基づき、提出をいたすものでございます。

ご承知のように、豊明市議会は昭和60年12月に世界恒久平和の実現に努力することを決意し、豊明市平和都市宣言を決議しているところであります。

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、人類が尊重しなければならない普遍的な理念であります。

今回の北朝鮮の暴挙には、極めて強い怒りと遺憾の意を持つものであります。

以下、決議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議

北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を強行した。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

豊明市議会は、この暴挙に対し、強く抗議する。

政府においては、国際社会と協調し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めため断固たる行動をとるよう強く求める。

以上決議する。

平成21年6月10日

愛知県豊明市議会

この緊急決議案につきましては、会派会議においてご協議をいただき、ここに提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

決議案第1号の提案説明とさせていただきます。

以上で終わります。

No.271 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省

略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.272 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、討論を終結し採決に入ります。

決議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.273 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号は全会一致により、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6月11日から6月15日までの5日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.274 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、明6月11日から6月15日までの5日間を休会とすることに決しました。

6月16日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後4時30分散会

